

会社法第 803 条第 1 項に定める事前開示書類

2021 年 6 月 1 日

長野県長野市篠ノ井御幣川 1095 番地
株式会社前田製作所
代表取締役社長 塩入 正章

当社、前田建設工業株式会社（以下「前田建設」といいます。）および前田道路株式会社（以下「前田道路」といい、当社、前田建設および前田道路を総称して「3 社」といいます。）は、2021 年 10 月 1 日をもって、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）の方法により、3 社の完全親会社となるインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「本件持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本件経営統合」といいます。）に合意し、2021 年 5 月 14 日開催の 3 社の取締役会において決議のうえ、同日付で本件株式移転に関する株式移転計画書を 3 社共同で作成しました。

本件株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項および会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別紙 1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2. 会社法第 773 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

（1）株式移転対価の総数および割当ての相当性に関する事項

3 社は、本件株式移転による本件持株会社の設立に際し、3 社のそれぞれの株主に対し割当て交付する本件持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	前田建設	前田道路	当社
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

（注 1）本件株式移転に係る株式の割当ての詳細

前田建設の普通株式 1 株に対して本件持株会社の普通株式 1 株を、前田道路の普通株式 1 株に対して本件持株会社の普通株式 2.28 株を、当社の普通株

式1株に対して本件持株会社の普通株式0.58株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本件株式移転により、3社の株主に交付しなければならない本件持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本件持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 本件持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 391,584,459株

上記は、前田建設の発行済株式総数194,608,482株(2021年3月31日時点)、前田道路の発行済株式総数89,159,453株(2021年3月31日時点)および当社の発行済株式総数16,100,000株(2021年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(前田建設: 146,223株、前田道路: 6,740,228株、当社: 226,953株)については本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本件株式移転により、1単元(100株)未満の本件持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける3社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、本件持株会社の定款において、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、本件持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

② 本件株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア 算定の基礎

3社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、前田建設は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、前田道路はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、3社それぞれについて、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および当社の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	前田道路	当社
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	DCF法	1.07～2.58	0.37～1.01

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

SMB C日興証券は、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手

がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および当社の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	前田道路	当社
①	市場株価法	1.97～2.16	0.51～0.54
②	類似上場会社比較法	1.61～2.95	0.22～0.44
③	DCF法	1.36～2.47	0.19～0.63

市場株価法では、前田建設および前田道路については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、当社については、2021年2月22日を算定基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

山田コンサルは、3社それぞれについて、市場株価法およびDCF法により株式移転比率を算定いたしました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式1株に対して本件持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式1株および当社の普通株式1株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通

株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	前田道路	当社
①	市場株価法	1.79～2.37	0.46～0.59
②	DCF 法	1.39～2.30	0.32～0.60

なお、市場株価法については、2021年2月22日を算定基準日として、算定基準日の終値ならびに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間および算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券は前田建設から、SMB C日興証券は前田道路から、そして山田コンサルは当社から、3社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDCF法による分析の基礎としております。大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルがDCF法において使用した算定の基礎となる3社各社の将来の利益計画は、本件株式移転の実施を前提としておらず、算定書作成日現在の組織体制を前提として作成されております。また、前田建設および前田道路の将来の利益計画は大幅な増減益を見込んでおりませんが、当社の将来の利益計画には、対前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年度3月期において、2021年度3月期における新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化の反動により、対前年度比で営業利益において大幅な増益を見込んでおります。

イ 算定の経緯

上記のとおり、前田建設は大和証券に対し、前田道路はSMB C日興証券に対し、当社は山田コンサルに対し、それぞれ本件株式移転に用いられる株式移

転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価水準等の要因を総合的に勘案し、3社それぞれが株式移転比率について慎重に検討し、交渉、協議を重ねました。その結果、最終的に上記①に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至ったため、2021年2月24日に開催された各社の取締役会において、当該株式移転比率により本件株式移転を行うことの基本合意について決議いたしました。

また、3社は、上記ア「算定の基礎」に記載の株式移転比率の算定の基礎について、本件経営統合に係る基本合意書の締結後、株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認し、2021年5月14日付の本件経営統合に係る経営統合契約書および本件株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

なお、前田建設は、下記オ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から受領した株式移転比率算定書における算定結果、リーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所からの助言、前田建設が当社および前田道路に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、将来キャッシュフローを基礎とした算定であるDCF法における算定レンジを以て株式移転比率を検討することが妥当であると考え、大和証券のDCF法における算定レンジを参考にしつつ、株式移転比率に関する交渉を行い、上記①に記載の株式移転比率は妥当であると判断いたしました。

ウ 算定機関との関係

算定機関である大和証券、SMB C日興証券および山田コンサルは、いずれも3社の関連当事者には該当せず、本件株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エ 本件持株会社の上場申請等に関する取扱い

3社は、新たに設立する本件持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、3社は本件株式移転により本件持株会社の完全子会社となりますので、本件持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

オ 公正性を担保するための措置

前田建設は、当社および前田道路の支配株主であり、また、当社と前田道路はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田道路にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、上記アに記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、前田建設は大和証券を、前田道路はSMB C日興証券を、当社は山田コンサルをそれぞれ選定し、本件株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

B) 独立した法律事務所からの助言

本件株式移転の公平性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、前田建設は瓜生・糸賀法律事務所を、前田道路はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、当社は西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本件株式移転の手続および意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、瓜生・糸賀法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所および西村あさひ法律事務所は、各社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

カ 利益相反を回避するための措置

前田建設は前田道路の発行済株式総数の51.29%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式を、当社の発行済株式総数の47.72%（2021年3月31日現在。間接保有分を含みます。）の株式をそれぞれ保有しております。

前田建設は、当社および前田道路の支配株主であり、また、当社と前田道路はいずれも前田建設の子会社であるため、本件株式移転は当社および前田道路にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、本件株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

A) 前田道路

I. 前田道路における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

前田道路は、2021年1月19日、本件経営統合に係る前田道路の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性および利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本件経営統合を行う旨の決定をすることが前田道路の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社および前田建設と利害関係を有さず、前田道路の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている大堀龍介氏、当社および前田建設と利害関係を有さず、前田道路の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている橋本圭一郎氏ならびに3社と利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティユーワ法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「前田道路特別委員会」といいます。）を設置しました。前田道路特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、前田道路特別委員会は、委員間の互選により、特別委員会の委員長として、橋本圭一郎氏を選定しております。

前田道路は、前田道路特別委員会に対して、（i）本件経営統合の目的が合理的と認められるか（本件経営統合が前田道路の企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本件経営統合の取引条件（本件株式移転における株式移転比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（iii）本件経営統合において、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）から（iii）のほか、本件経営統合は前田道路の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下（i）から（iv）を総称して「前田道路諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、前田道路の取締役会は、前田道路特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、前田道路特別委員会の判断内容を最大限尊重することおよび前田道路特別委員会が、前田道路の費用負担の下、本件株式移転の株式移転比率の算定その他前田道路特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができることを決議しております。なお、前田道路特別委員会の委員の報酬については、本件経営統合の成否または答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本件経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、前田道路特別委員会は、前田道路諮問事項の検討に際し、2021年1月下旬に、3社から独立した独自の第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を選任しております。なお、本件経営統合に係るトラスティーズに対する報酬は、本件経営統合の成否にかかわらず支払われ

る固定報酬のみであり、本件経営統合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

前田道路特別委員会は、2021年1月19日から2021年2月22日までに、合計8回、合計約12時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、前田道路諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、前田道路が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるSMB C日興証券ならびにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを前田道路の第三者算定機関およびリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、前田道路特別委員会は、本件経営統合に係る検討、交渉および判断に関与する前田道路の取締役につき、当社および前田建設との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、前田道路特別委員会は、(a) 前田建設から本件経営統合の提案内容および本件経営統合の目的ならびに本件経営統合によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 前田道路から、同社の沿革、同社の事業内容、本件経営統合の提案を受けた経緯、本件経営統合の目的、前田建設の提案内容についての前田道路の考えおよび本件経営統合が前田道路の企業価値に与える影響、前田道路の事業計画の作成経緯およびその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) 当社に対し、本件経営統合によって見込まれるシナジーおよび当社の事業計画の作成経緯等についての質疑応答を実施したこと、(d) SMB C日興証券およびトラスティーズから株式移転比率の算定の結果および本件経営統合のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件経営統合の手続面における公正性を担保するための措置ならびに本件経営統合に係る前田道路の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、ならびに(f) 提出された本件経営統合に係る関連資料等により、本件経営統合に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて前田道路諮問事項について慎重に協議および検討して審議を行っております。

なお、前田道路特別委員会は、3社における本件経営統合に係る協議・交渉の経緯および内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交

渉の方針等について協議を行い、前田道路に意見する等して、他の2社との間の交渉過程に関与しております。

前田道路特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、前田道路諮問事項について慎重に審議および検討を行い、前田道路の取締役会に対し、2021年2月22日付で、大要以下のとおりの答申書を提出いたしました。

(i) 本件経営統合の目的は合理的と認められるか(本件経営統合が前田道路の企業価値向上に資するかを含む。)

前田道路および前田建設によれば、今後の事業環境に照らした前田道路の主な経営課題としては、新たな収益基盤を構築していくとともに、既存事業の安定的な受注の確保も実現していくこと、および人口減少の影響による担い手不足等の問題に対応していくために、業務の生産性の一層の向上を図ることが挙げられるとのことである。そして、本件経営統合により、グループの経営資源を最大限活用できるようになることで、前田道路においては、①前田建設の経営資源を活用することで、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野のほか、海外事業など新たな収益基盤の構築が期待でき、②官庁発注案件の受注拡大のほか、公共インフラの運営業務に付随して発生する建設工事の受注など、既存事業における受注確保も期待でき、③グループ全体での技術開発、DX、人材育成の共同推進により、生産性の向上等が期待でき、④本件持株会社を通じた上場会社としての企業規模の拡大により、今後の資金調達、信用・格付け、人材採用等の面においてもプラスの影響が期待できるとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらない。

前田道路は、2020年に実施された前田建設による公開買付けに対して反対意見を表明していたが、前田道路によれば、前田建設の連結子会社となって以降の状況に鑑みると、公開買付けの公表時点における認識とは異なり、前田建設との協業等による事業上のシナジーの可能性は十分見込まれるとの考えに至ったこと、また、答申書作成日現在に至るまで前田道路の企業価値が毀損される具体的な懸念事項も顕在化していないこと等から、今般、本件経営統合について前向きに検討するに至ったとのことであり、前田道路の判断は、答申書作成日現在までの前田建設との関係性を踏まえた上での合理的な検討の結果と認めることができる。

3社が上場会社として独立した事業運営を行うべき立場にある答申書作成日現在の資本関係を維持したままでは、それぞれの少数株主と

の間の利益相反の問題が伴うことにより、経営資源の相互活用に対して一定の限界が生じてしまうことは否定できず、本件経営統合によって組成される本件持株会社を通じて3社の利害関係を一致させることにより、グループとしての経営資源の共有によるシナジー効果を最大化させることが可能になるほか、各社の企業文化や風土を尊重し、各社の事業の枠組みを保持しながらシナジーを追及できる体制を構築していくためには本件株式移転のスキームが最良の選択であると考えたこと、また、本件株式移転においては、前田道路の少数株主は、本件持株会社の株主として、本件経営統合による企業価値の向上の利益を引き続き享受できる地位に立つことができることも考慮すると、シナジーの実現可能性を高めるために本件経営統合を行う必要があり、その法的スキームとして本件株式移転を選択したことは、いずれも十分な合理性があると考えられる。

前田建設および前田道路へのヒアリングを通じて検討した結果、コンプライアンス体制の弱体化、今後の取引先への影響、資金調達への影響、人材採用への影響、既存従業員の士気の低下などの潜在的なデメリットにおいて、本件経営統合により見込まれるメリットを上回りまたは大きく毀損する具体的な蓋然性は特段認められない。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合は、前田道路の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

- (ii) 本件経営統合の条件（本件株式移転における株式移転比率を含む。）の公正性が確保されているか

本件株式移転に係る株式移転比率のうち前田道路に対応する比率は、前田道路特別委員会が選任した第三者算定機関であるトラスティーズによる株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法および類似公開会社比準法による算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められる。この点、トラスティーズから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法における算定過程に特段不合理な点は見当たらない。また、前田道路特別委員会は、各社とのやり取りを通じて各社の事業計画の策定過程を確認したほか、トラスティーズによれば、各社の事業計画の内容に著しく不合理な点は見受けられないとのことであり、DCF法による算定の基礎とされた各社の事業計画についても特段不合理な点は見当たらない。以上より、トラスティーズの算定結果には一定の合理性が認められ、本件株式移転に係る

株式移転比率は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。

本件株式移転に係る株式移転比率のうち前田道路に対応する比率は、前田道路が選任した第三者算定機関であるSMB C日興証券による株式移転比率の算定結果のうち、市場株価法による算定レンジの上限を上回り、類似上場会社比較法による算定レンジの中央値に位置し、かつ、DCF法による算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであることが認められ、当該算定結果に照らしても合理的な水準にあると評価できる。なお、トラスティーズとSMB C日興証券の各算定結果には一定の差異が存するが、トラスティーズによれば、類似上場会社の選定の差や、DCF法における割引率の考え方、継続価値算定におけるExitマルチプル法の採否等に起因するものであるが、いずれも実務上は採り得るものであるとのことである。

本件株式移転に係る株式移転比率について、前田道路の株式に付されたプレミアムは、上場会社間の共同株式移転や株式交換等の他社事例におけるプレミアム水準に照らしても、一定の合理性のある水準にあると評価することができる。

前田道路特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転に係る株式移転比率について、前田道路の少数株主にとって財務的見地から見て妥当であると判断する旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得している。

本件経営統合に係る基本合意書のドラフトによれば、株式移転比率以外の条件として、前田道路の少数株主にとって不利益な合意内容は特に見受けられない。

下記（iii）のとおり、本件経営統合においては、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、株式移転比率を含む本件経営統合の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、株式移転比率を含む本件経営統合の条件には公正性が確保されていると考えられる。

（iii）本件経営統合において、公正な手続を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされているか

前田道路は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から前田道路特別委員会を設置している。前田道路特別委員会は、株式移転比率を含む本件経営統合の条件に係る具体的な交

渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、前田道路が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを前田道路のアドバイザー等として承認し、さらに、前田道路特別委員会独自の第三者算定機関としてトラスティーズを選任した上で、所定の株式移転比率算定書を取得したほか、フェアネス・オピニオンを取得し、本件経営統合の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、前田道路は、独立したリーガル・アドバイザーから本件経営統合の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定の株式移転比率算定書を取得している。

前田道路は、上記の検討体制のもと、前田道路特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、前田建設との間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、前田道路の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。

前田道路取締役のうち前田建設の出身者や過去に前田建設の役員を務めていた者は、前田道路の立場で本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、前田道路取締役会において予定されている本件経営統合に関する議案の採決方法についても不合理な点は認められず、その他、本件経営統合に係る協議、検討および交渉の過程で、本件経営統合に特別な利害関係を有する者が前田道路側に不当な影響を与えたことを推認させる事実とは認められない。なお、前田道路取締役会は、前田道路特別委員会の設置に当たり、本件経営統合に関する意思決定を行うに際して、前田道路特別委員会の判断内容を最大限尊重することを決議しており、前田道路特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。

本件経営統合の基本合意書に係るプレスリリースにおいては、前田道路特別委員会に関する情報、株式移転比率の算定結果の内容に関する情報、その他本件経営統合の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件経営統合においては、公正な手続

を通じた前田道路の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件経営統合は前田道路の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本件経営統合は、前田道路の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

II. 前田道路特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得およびフェアネス・オピニオンの取得

前田道路特別委員会は、前田道路諮問事項の検討に際し、3社から独立した第三者算定機関として、トラスティーズに対し、株式移転比率の算定を依頼するとともに、株式移転比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。トラスティーズは、3社の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

トラスティーズは、3社それぞれについて、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、3社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似公開会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似公開会社比準法を、3社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するため DCF 法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、前田建設の普通株式 1 株に対して本件持株会社の普通株式 1 株を割り当てる場合に、前田道路の普通株式 1 株および当社の普通株式 1 株それぞれに対して割り当てる本件持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	前田道路	当社
①	市場株価法	1.97～2.17	0.48～0.54
②	類似公開会社比準法	0.61～1.52	0.37～1.10
③	DCF 法	1.33～2.48	0.48～0.88

市場株価法では、前田建設および前田道路については、2021 年 2 月 22 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、当社については、2021 年 2 月 22 日を算定基準日として、東京証券

取引所 JASDAQ 市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

トラスティーズは、株式移転比率の算定に際して、3社の各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、前田道路特別委員会は、2021年2月22日付で、トラスティーズから、本件株式移転における前田道路に対する株式移転比率である2.28は、前田道路の少数株主にとって財務的見地から見て妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しています。

（注）本フェアネス・オピニオンは、その作成日現在の経済状況および資本市場ならびにその他の状況を前提にその作成日までにトラスティーズが入手している情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化が、本フェアネス・オピニオンの意見に影響を与える場合であっても、トラスティーズは、本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更または補足する義務を負っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転実行の是非および本件株式移転に関するその他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、各社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本件株式移転に関する前田道路特別委員会の判断の基礎資料としてトラスティーズより提供されたものであり、その他の目的に利用されることは意図されておりません。

III. 前田道路における利害関係を有しない取締役全員の承認および監査役全

員の異議がない旨の意見

前田道路の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏および西川博隆氏は前田建設の出身者であることならびに渡邊顯氏は過去に前田建設の社外取締役を務めていたことに鑑み、利益相反の疑義を回避する観点から、2021年2月24日開催の前田道路の取締役会における3社間において同日付で締結した本件経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結の議案は、前田道路の取締役10名のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏を除く6名の取締役において審議し、その全員の賛成により決議を行っております。

なお、前田道路の取締役のうち、福田幸二郎氏、今泉保彦氏、西川博隆氏および渡邊顯氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、前田道路の立場において本件株式移転における株式移転比率に係る協議および交渉に参加していません。

また、前田道路の上記取締役会においては、前田道路の監査役の全員が本件経営統合に関する本基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

B) 当社

I. 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、当社および前田道路が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、当社における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2021年1月27日開催の当社取締役会において、本件株式移転の取引条件の公正性を担保するとともに、本件株式移転に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性および客観性を確保し、利益相反を回避することを目的として、3社および本件株式移転の成否から独立した高橋聖明氏（当社独立社外取締役、弁護士、高橋法律事務所）、渡邊千尋氏（当社独立社外監査役）および笠原真人氏（公認会計士、笠原公認会計士事務所）の3名によって構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置することを決議いたしました。なお、当社特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、当社特別委員会の委員長として高橋聖明氏を選定しております。）当社特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、当社特別委員会に対し、(a) 本件株式移転の是非（本件株式移転が当社の企業価値の向上に資する

かを含みます。）、(b)本件株式移転の取引条件の妥当性、(c)本件株式移転における手続の公正性、および(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、当社取締役会が本件株式移転の実施を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「当社諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。また、併せて、当社取締役会は、本件株式移転の実施を決定するに際しては、当社特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、当社特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議するとともに、当社特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社取締役会および担当役員に対して求める権限、本件株式移転の取引条件の公正性が確保されるよう、本件株式移転の取引条件の交渉に際して、事前に方針を確認し、適時に報告を受け、必要に応じて意見を述べたり、要請等を行う権限、および、当社特別委員会が必要と認める場合には、当社取締役会が本件株式移転のために選定した者とは異なる財務アドバイザーやリーガル・アドバイザーから助言を受ける権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役7名のうち、加藤保雄氏は過去に前田建設の従業員であったこと、田原悟氏は前田建設の従業員を兼務していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、これらの2氏および一身上の都合により欠席した高橋聖明氏を除く、4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。なお、高橋聖明氏は一身上の都合により上記の当社取締役会を欠席し審議および決議に参加しておりませんが、同氏より、上記の当社取締役会に先立ち、当社特別委員会を設置する旨について、賛同する旨を確認しております。なお、当社の監査役4名のうち田嶋良二氏および飯塚茂氏については、過去に前田建設の従業員であったことを踏まえ、利益相反を回避する観点から、上記審議には参加しておりません。

当社特別委員会は、2021年1月28日から2021年2月22日まで合計6回（合計約9.5時間にわたって）開催されたほか、各会日間においても電子メール等を通じて報告・情報共有・審議および意思決定を行う等して、当社諮問事項について、慎重に検討および協議を行いました。

具体的には、まず、第1回の当社特別委員会において、当社から、本件株式移転の検討に至るまでの経緯等を含む、本件株式移転の概要について説明を受け、質疑応答を行いました。そして、当社の第三者算定機関である山田コンサル、財務アドバイザーであるみずほ証券および法務アドバイ

ザーである西村あさひ法律事務所について、それぞれ、独立性および専門性に問題がないことを確認の上、当社特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

その上で、当社特別委員会は、前田建設から、本件株式移転の提案に至った経緯・目的、本件株式移転によるシナジー効果、本件持株会社の組織体制やガバナンス体制の考え方等について、説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社から、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、当社の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解、当社の事業計画の作成経緯およびその内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。更に、前田道路に対して、本件株式移転の提案を受けるまでの経緯、前田道路の事業、技術、財務、人材等についての強み・弱み、本件株式移転によるシナジー効果についての見解等について、質問を行い、書面により回答を受けました。山田コンサルからは、山田コンサルが実施した株式移転比率の算定に係る算定方法、前提条件、各算定方法による算定の内容等について、説明を受け、質疑応答を行いました。

当社特別委員会は、当社が前田建設から株式移転比率の提案を受領する都度、当社と前田建設および前田道路との間における本件株式移転に係る協議・交渉の経緯および内容等についての報告を随時受け、その対応方針等を協議してまいりました。そして、みずほ証券から受けた近時の株式移転事例その他の統合事例におけるプレミアムに関する分析を含む財務的見地からの助言も踏まえて、その内容を審議・検討した上で、意見を述べるなどして、当社特別委員会は、前田建設および前田道路との交渉過程に実質的に関与しております。

また、当社特別委員会は、複数回、3社が公表予定のプレスリリースのドラフトについて説明を受け、西村あさひ法律事務所の助言を受けつつ、当社の株主に対して本件株式移転に関する充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

当社特別委員会は、このような経緯の下で、当社諮問事項について慎重に協議および検討した結果、2021年2月22日に、当社の取締役会に対し、大要以下の答申書を提出いたしました。

(i) 本件株式移転の是非（本件株式移転が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

当社および前田建設がおかれた事業環境を踏まえると、当社の主力事業である建設機械関連事業や産業・鉄構機械関連事業は、いずれも

建設関連事業であり、我が国の今後の建設関連投資の縮小が予想される以上、前田建設が提案する「総合インフラサービス企業グループ」のメンバーとして、公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野において協業することは合理的であり、本件取引の実行が当社にとって新たな収益基盤の獲得につながる可能性があるものと考えられる。また、当社は前田建設の連結子会社であるが、親子上場会社ということもあって相互に経営の独立性を維持しており、当社の事業が前田建設との取引に依存しないようにする傾向があるが、持株会社化による経営統合によって取引範囲の拡大や取引額の拡大も期待できると考えられる。

また、前田建設が掲げる本件株式移転の実行により想定される具体的効果（(a)総合インフラサービス企業として国内外での地位（ブランド）確立、(b)外部格付け向上によるグループ金融のメリットの追求（資本コストの低減）、(c)異業種を含めたM&Aの加速、(d)DX、R&Dの共同取り組み、(e)間接部門のシェアード化による生産性の向上、(f)法的リスクの軽減、(g)ガバナンスの強化（指名委員会等設置会社への移行、親子上場の解消等）、(h)人材の採用・育成の強化等）についても、それぞれ、その実現が期待できるものと考えられる。また、当社の株式のJASDAQ市場における流動性が低いことに鑑みると、当社の株式の非上場化によるデメリットは大きくないと考えられる。

以上より、本件株式移転は、当社の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できる。

（ii）本件株式移転の取引条件の妥当性について

当社特別委員会は、当社の第三者算定機関である山田コンサルより、株式移転比率の算定方法および算定プロセスならびに株式移転比率の算定基礎となる3社の一株当たり価値算定に関する考察過程について説明を受けるとともに、書面による質疑応答を行った。その結果、上記算定方法および算定プロセスならびに考察過程に不合理な点は見当たらず、山田コンサル作成の株式移転比率算定書に依拠することが出来ると評価した。そして、本件株式移転における株式移転比率は、前田建設を1.00とした場合、当社を0.58とするものであるところ、山田コンサル作成の株式移転比率算定書の算定結果のレンジ内に含まれていることが認められる。また、本件株式移転における株式移転比率は、当社の株式に関して、(a)近時の株式移転事例その他の統

合事例におけるプレミアムと比較して遜色のない水準のプレミアムが付されていると評価できること、(b)山田コンサル作成の株式移転比率算定書における市場株価法およびDCF法の何れの手法を採用した場合であっても、株式移転比率の算定結果のレンジの上限に近い水準に位置していることが認められる。

加えて、当社より共有を受け確認した基本合意書のドラフトについて、本件株式移転に係るその他の取引条件について、他の類似事例と比較して、当社の少数株主に不利益となる事情は認められない。

以上より、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられる。

(iii) 本件株式移転における手続の公正性

当社は、当社および前田道路が前田建設の連結子会社であり、本件株式移転が支配株主との重要な取引等に該当するものであり、当社における本件株式移転の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、当社特別委員会を設置している。そして、当社特別委員会は、(a)当社が前田建設から株式移転比率の初期的な提案を受ける前に速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から当社特別委員会が当社と前田建設および前田道路との間の交渉に関与する状態が確保されていたこと、(b)その委員がそれぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)その設置の判断、権限と職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役および独立社外監査役が実質的に関与する形で行われる体制が確保されていたこと、(d)前田建設より株式移転比率の初期的な提案を受けてから当社が最終的な提案を応諾するに至るまで、複数回にわたり当社との間で協議を行い当社に意見を述べ、指示や要請をするなどして、前田建設および前田道路との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、(e)当社が選定した外部アドバイザーに関してそれぞれ独立性および専門性に問題がないことを確認の上、必要に応じて専門的助言を受けていること、(f)本件株式移転の当事者に対して直接インタビューまたは書面による質問を実施するとともに、基本合意書のドラフトや公表予定のプレスリリースのドラフト等、非公開情報を含めた重要な情報を入手し、これによって得られた情報を合わせて本件株式移転の検討を行う体制を確保していること、(g)その委員に対して、それぞれ職務の対価として、本件株式移転の成否または答申内容にか

かわらず固定額の報酬を支払うものとされていること、(h)当社の取締役会において、本件株式移転の実施を決定するに際しては、当社特別委員会の答申内容を最大限尊重することおよび当社特別委員会が本件株式移転を実施することが妥当でないと判断した場合には、本件株式移転の実施を決定しないものとすることを決議していること、ならびに、(i)当社の取締役のうち答申書作成日現在または過去に前田建設の従業員であった取締役2名が関与しない形で本件株式移転の検討・交渉を行うとともに、当該取締役2名および監査役のうち過去に前田建設の従業員であった2名については本件株式移転に関する取締役会の審議および決議には参加させていないことなどから、独立性を有するとともに有効に機能していることが認められる。

当社は、当社、前田建設および前田道路から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本件株式移転に関する諸手続を含む当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。また、当社、前田建設および前田道路から独立した第三者算定機関として山田コンサルを選定し、2021年2月22日付で株式移転比率算定書を取得している。加えて、当社、前田建設および前田道路から独立した財務アドバイザーとしてみずほ証券を選定し、助言を得ている。

本件株式移転においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックを実施していないとのことであるが、前田建設が第三者に対して保有する当社株式を売却する意向はないと考えられ、真摯な対抗提案がされることは期待できないため、積極的なマーケット・チェックをする意義に乏しいと認められる。また、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定・公表する予定はないとのことであるが、当該条件を設定することは本件株式移転の成立を不安定なものとし、ひいては本件株式移転に賛同する当社の少数株主の利益に資さない可能性があり、また、当社において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、当該条件が設定されていないことが直ちに本件株式移転の手続の公正性を損なわせるものとはいえない。

当社特別委員会に関する情報、株式移転比率算定書に関する情報およびその他の情報は、一般株主に対してプレスリリースを通じて十分に開示されることが予定されていると認められる。

以上より、本件株式移転の手続の公正性は確保されていると考えられる。

(iv) 当社の取締役会が本件株式移転の実施を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて

以上のとおり、本件株式移転は当社の企業価値の向上に資するものと認められるので、是認できること、本件株式移転の取引条件は妥当性が確保されていると考えられること、および、本件株式移転における手続の公正性は確保されていると考えられること、また、その他の点についても、特別委員会において、本件株式移転による経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、当社の取締役会が、本件株式移転の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、審議および決議に参加した当社の取締役（加藤保雄氏および田原悟氏を除く取締役5名）の全員一致で、本基本合意書を締結する旨の決議を行いました。なお、上記 i における当社特別委員会の設置に関する決議と同様、取締役である加藤保雄氏および田原悟氏は、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、当社の立場において前田建設および前田道路との協議および交渉にも一切参加していません。

また、上記取締役会には、当社の監査役（田嶋良二氏および飯塚茂氏を除く監査役2名）が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である田嶋良二氏および飯塚茂氏は、上記 I における当社特別委員会の設置に関する決議と同様、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における審議および決議には一切参加しておらず、当社の立場において前田建設および前田道路との協議および交渉にも一切参加していません。

(2) 本件持株会社の資本金および準備金等に関する事項

本件持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

1. 資本金の額 20,000,000,000 円
2. 資本準備金の額 5,000,000,000 円
3. 利益準備金の額 0 円

これら資本金および準備金の額は、本件持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検

討し、3社との間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しています。

(3) 自己株式および3社に割り当てられる本件持株会社の株式の取り扱い

3社は、それぞれ、本件株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、各社の自己株式につき本件持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本件株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、本件持株会社が発行する上記(1)①記載の新株式数は変動することがあります。

本件株式移転に際し、前田建設が保有する前田道路株式(2021年3月31日現在42,271,300株)および当社株式(2021年3月31日現在7,115,000株)ならびに前田道路が保有する前田建設株式(2021年3月31日現在3,877,599株)および当社株式(2021年3月31日現在345,000株)に対しては、株式移転比率に応じて、本件持株会社の株式が割り当てられる結果、前田建設および前田道路は完全親会社である本件持株会社の株式を保有することとなりますが、当該本件持株会社の株式については、本件株式移転効力発生日以降、本件持株会社への現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

なお、当該処分によって本件持株会社が保有することになる本件持株会社の自己株式については、原則として消却することを予定しております。

3. 前田建設および前田道路に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

前田建設および前田道路の2021年3月期に係る計算書類等の内容は、それぞれ別紙2「前田建設工業株式会社2021年3月期計算書類等」および別紙3「前田道路株式会社2021年3月期計算書類等」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ア 剰余金の配当

前田建設は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田建設の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月23日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり38円の配当を行うことを予定しております。

前田道路は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された前田道路の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月25日

開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり70円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

前田建設および前田道路は、それぞれ、基準時（本件株式移転に際して本件持株会社が3社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時をいいます。以下同じです。）において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ア 剰余金の配当

当社は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、2021年6月22日開催予定の定時株主総会での決議を前提に、普通株式1株あたり10円の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

当社は、基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本件株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却することを予定しております。

以上

別紙 1

株式移転計画書（写）

前田建設工業株式会社（以下「甲」という。）、前田道路株式会社（以下「乙」という。）および株式会社前田製作所（以下「丙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第 1 条（株式移転）

甲、乙および丙は、本移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、甲、乙および丙の発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第 2 条（新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の「定款」第 2 条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「インフロニア・ホールディングス株式会社」とし、英文では「INFRONEER Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の「定款」記載のとおりとする。

第 3 条（新会社の設立時取締役および設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

前田操治

岐部一誠

西川博隆

塩入正章

橋本圭一郎（社外取締役）

米倉誠一郎（社外取締役）

森谷浩一（社外取締役）

村山利栄（社外取締役）

高木敦（社外取締役）

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY 新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際して、甲、乙および丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲、乙および丙の株主に対して交付する、甲、乙および丙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

- (1) 甲が基準時において発行している普通株式の数に1を乗じた数
- (2) 乙が基準時において発行している普通株式の数に2.28を乗じた数
- (3) 丙が基準時において発行している普通株式の数に0.58を乗じた数

2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時における甲、乙および丙の株主に対して、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

- (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
- (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式2.28株の割合
- (3) 丙の株主に対しては、その所有する丙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.58株の割合

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（新会社の資本金および準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
20,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額
5,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2021年6月23日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2021年6月25日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 丙は、2021年6月22日に開催される定時株主総会において、本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
4. 前三項の定めにかかわらず、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲、乙および丙協議の上、合意により前三項に定める本移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり38円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 丙は、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲、乙および丙は、前三項に定める場合を除き、本移転計画の作成後、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲、乙および丙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲、乙および丙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

甲、乙および丙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲

の株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第 11 条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社をして、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、かつ、行わせるものとする。甲、乙および丙は、本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ、自らおよびその子会社の財産または権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲、乙および丙協議の上、他の全当事者の同意を得てこれを行い、またはこれを行わせる。

第 12 条（本移転計画の効力）

本移転計画は、(i) 第 7 条に定める甲、乙もしくは丙の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認もしくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii) 新会社の成立の日までに本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、または(iii) 次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第 13 条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止）

本移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲、乙および丙は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

- (1) 甲、乙もしくは丙またはその子会社の事業、財産状態または経営状態に重大な変更または影響を及ぼす事象が発生しまたは判明した場合
- (2) 本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生しまたは判明した場合
- (3) その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合

第 14 条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、甲、乙および丙が別途協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2021 年 5 月 14 日

甲： 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 前田 操治

乙： 東京都品川区大崎一丁目 11 番 3 号
前田道路株式会社
代表取締役社長 今泉 保彦

丙： 長野県長野市篠ノ井御幣川 1095 番地
株式会社前田製作所
代表取締役社長 塩入 正章

別紙

インフロニア・ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、インフロニア・ホールディングス株式会社と称し、英文では INFRONEER Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング並びに土木建築工事の諸材料の製作及び販売
- (2) 建設機械、運搬機械、産業機械、農林・水産業機械その他各種機械器具、各種鋼材製品並びにそれらの部品の設計、製造、販売、賃貸、修理、輸出入、設置工事の請負
- (3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- (4) 住宅の設計、監理、施工及び販売
- (5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発、宇宙開発、環境整備、排出権取引に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
- (6) 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営
- (7) ホテル、旅館等の宿泊施設、ゴルフ場、テニスコート、競技場等のスポーツ施設、遊戯場、遊園地、動植物園等の娯楽施設、医療施設、教育施設、レストランの保有、経営、コンサルティング及びこれら施設の賃貸、並びにゴルフ会員権及びスポーツクラブの会員権の売買
- (8) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売
- (9) 金銭貸付に関する業務
- (10) 工業所有権、ノウハウ、著作権等無体財産権のソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売
- (11) 各種混練装置並びにこれに関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、修理、賃貸及び販売

- (12) 鉱物、砂利、砂、土石その他の各種建材の採掘、採取、製造及び販売
 - (13) 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、販売及び関連施設の
開発、運営並びに関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
 - (14) 環境汚染物質の除去、土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の
環境保全、廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に
関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、施工、マ
ネジメント及びコンサルティング
 - (15) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給に関する事業並びにこれに関
連する施設の管理、運営及び賃貸
 - (16) 営業関係事業への投資
 - (17) 各種鉄鋼製品、非鉄金属製品の設計、製造、販売、賃貸、修理及び輸
出入
 - (18) 各種プラントその他建設工事の設計、施工、管理及び請負
 - (19) 各種建設用その他産業用資材、機器の販売、賃貸及び輸出入
 - (20) 自動車、原動機付自転車、自転車及びその部品、付属品の販売並び
にこれに関連する機器、用品の販売、賃貸、修理及び輸出入
 - (21) スポーツ用品、楽器、衣服及び住宅設備機器、什器の販売及び輸出
入
 - (22) 損害保険代理業
 - (23) 介護用品、介護用機器の賃貸、販売及び製造
 - (24) 労働者派遣事業
 - (25) 金属粉末素材等の製造及び販売
 - (26) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他の
投資業
 - (27) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連す
る一切の業務を行うことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他
必要と認めた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務
及び余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条

当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、
次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という）
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第 12 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

- 第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。
- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

- 第 16 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。
- 2 前項の取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第20条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

- 2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第 28 条 当社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 指名委員会等

(指名委員会等の委員の選定)

第 33 条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

2 指名委員会等の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(指名委員会等規則)

第 34 条 指名委員会等に関する事項は、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第 6 章 執行役

(執行役の員数)

第 35 条 当社の執行役は、30 名以内とする。

(執行役の選任)

- 第 36 条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。
- 2 代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。

(執行役の任期)

- 第 37 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

- 第 38 条 取締役会は、その決議により、代表執行役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役を各若干名定めることができる。

(執行役の責任免除)

- 第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議により、これを選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

- 第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第 43 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第 42 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、会社設立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

前田建設工業株式会社

計 算 書 類 等

第 7 6 期 (自 2 0 2 0 年 4 月 1 日
至 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の長期化の影響により、多くの社会経済活動において制約を受けるなかで、各種政策の効果による一部持ち直しの動きが見られるものの、総じて厳しい状況が続きました。

建設業界におきましては、関連予算の執行により公共投資は堅調に推移し、設備投資においても持ち直しの動きが見られた一方で、住宅建設はおおむね横ばいで推移し、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

このような状況のなかで、当社は、2019年度を初年度とする中期経営計画「Maeda Change 1st Stage'19～'21」を策定し、付加価値生産性向上への基盤を構築する「生産性改革」、新たなステージへの挑戦に向けた「脱請負事業の全社的推進」、新たな企業文化への変革に向けた土台を構築する「体質改善」の3つの重点施策に取り組んできました。

また、本年2月にはグループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所の3社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比39.0%増の6,780億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより463億円余となり、経常利益は456億円余となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、232億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、新たに舗装事業を報告セグメントとしています。

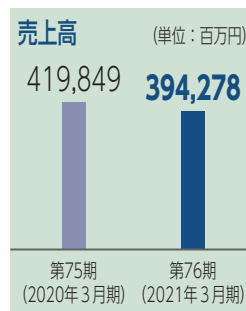
建設事業
(建築事業及び
土木事業)

売上高
394,278百万円
(前期比6.1%減)

当社グループの建設事業の売上高は前期比6.1%減の3,942億円余となり、セグメント利益につきましては、国内建築工事が受注工事の着工時期の影響などで、当期出来高が減少し、土木工事の新型コロナウイルス感染症の影響から発注者協議の遅れ等による工事遅延などが一部の工事で見られたものの大型工事の完成、設計変更の獲得により、前期比6.3%増の294億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は海外工事の受注が減少したものの、国内官公庁工事及び国内民間工事の受注が増加したため、前期比2.5%増の2,452億円余、土木事業は国土交通省、道路リニューアル工事を始めとした国内官公庁工事の受注が増加したため、前期比4.6%増の1,636億円余、受注高合計は前期比3.4%増の4,088億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事35.8%、民間工事64.2%であります。



当社の主な受注工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	鳥海ダム仮締切 (地中壁) 工事	秋田県
十条駅西口地区市街地再開発組合	十条駅西口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等 新築工事	東京都
J R 西日本不動産開発 (株)	(仮称) J R 金沢駅西NKビル開発 (オフィス棟) 新築工事 (その2)	石川県
国土交通省近畿地方整備局	大野油坂道路東市布トンネル工事	福井県
オリックス (株)	(仮称) 箕面ロジスティクスセンター新築工事	大阪府

当社の売上高 (完成工事高) につきましては、建築事業が前期比2.8%減の2,143億円余、土木事業が前期比3.4%減の1,486億円余、売上高合計は前期比3.1%減の3,630億円余となりました。これにより手持工事高 (次期繰越高) は前期比7.4%増の6,619億円余となっております。

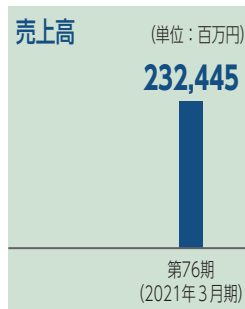
当社の主な完成工事は次のとおりであります。

発注者 (敬称略)	工事名	工事場所
岩手県	二級河川鶴住居川筋鶴住居地区河川災害復旧 (23災647号) 水門土木工事	岩手県
住友不動産 (株)	(仮称) 御茶ノ水計画	東京都
(株) フジキカイ	フジキカイ新事業所建設工事	愛知県
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部大阪支社	北陸新幹線、柿原トンネル他	福井県
九州旅客鉄道 (株)、宮崎交通 (株)	アミュプラザみやざき うみ館 (J R 宮交ツインビル駅前棟 (仮称) 新築工事)	宮崎県

舗装事業

売上高
232,445百万円

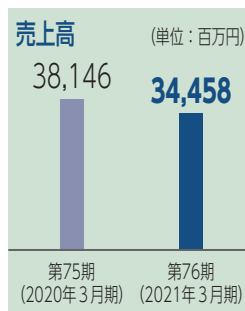
舗装事業は、舗装工事等における建設事業及びアスファルト合材等の製造及び販売に関する事業を中心に展開しており、売上高は2,324億円余となり、セグメント利益は116億円余となりました。



製造事業

売上高
34,458百万円
(前期比9.7%減)

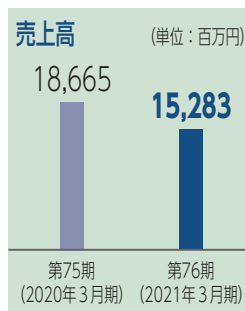
製造事業は、建設機械の製造を中心に展開しており、建設機械関連商品の販売等が堅調に推移したものの、産業機械関連商品の販売等が新型コロナウイルス感染症による国内外の設備投資が控えられた影響で減少したことにより、売上高は前期比9.7%減の344億円余となり、セグメント利益は前期比23.2%減の14億円余となりました。



インフラ運営事業

売上高
15,283百万円
(前期比18.1%減)

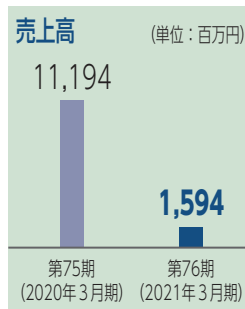
インフラ運営事業は、再生可能エネルギー事業及びコンセッション事業を中心に展開しており、愛知道路コンセッション株式会社において新型コロナウイルス感染症の影響により高速道路料金収入が減少したことにより、売上高は前期比18.1%減の152億円余となり、セグメント利益は前期比18.6%減の32億円余となりました。



その他

売上高
1,594百万円
(前期比85.8%減)

その他の事業は、不動産事業を中心に展開しており、売上高は前期比85.8%減の15億円余となり、セグメント利益は前期比46.0%増の5億円余となりました。



[当社の部門別受注高・売上高及び次期繰越高]

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築事業	321,648	245,209	566,857	214,393	352,464
	土木事業	294,537	163,613	458,151	148,644	309,506
	小 計	616,186	408,822	1,025,009	363,038	661,971
インフラ運営事業		－	1,423	1,423	1,423	－
不動産事業		301	1,623	1,925	1,624	300
合 計		616,488	411,869	1,028,357	366,086	662,271

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中の設備投資の総額は208億円余であります。このうち主なものは、建設機械の取得及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において既存借入金の借換資金として2020年9月に第27回無担保社債（10年債）100億円及び第28回無担保社債（5年債）100億円を発行、2020年10月に長期借入金600億円の長期借入を実施しました。その他、主要取引金融機関と総額300億円のコミットメントラインを締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策など、各種政策の効果により、持ち直しの兆しが見られますが、引き続き感染状況を注視し、雇用や所得環境など、社会経済活動に与える影響を十分注意していく必要があります。

建設業界におきましては、関連予算の執行による公共投資の底堅い推移が期待されます。企業の設備投資につきましては、不透明な部分があるものの、機械投資を中心に一層の持ち直しが期待されており、住宅建設につきましては、当面、横ばいで推移していくものと予想されます。

このような状況のなかで、当社は、昨年度に次の100年を見据えて今後の10年を「NEXT10」とし、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換、あわせてその実現による「あらゆるステークホルダーから信頼を獲得する企業」の目標達成のため、今後も全社一丸となって取り組みを進めます。

また、当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の3社にて、持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えております。

今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に3社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源の更なる強化をグループ全体として進めていく所存であります。

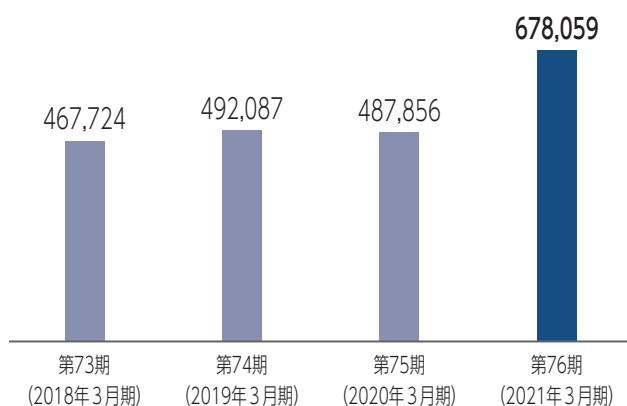
2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当 期)
売上高	(百万円)	467,724	492,087	487,856	678,059
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	23,057	23,952	14,342	23,275
1株当たり当期純利益	(円)	121.35	126.14	77.24	125.27
総資産	(百万円)	681,769	717,630	920,786	928,889
純資産	(百万円)	234,390	252,582	343,589	367,527

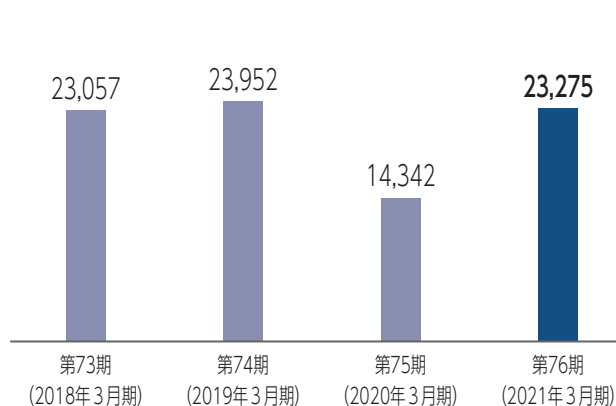
売上高

(単位：百万円)



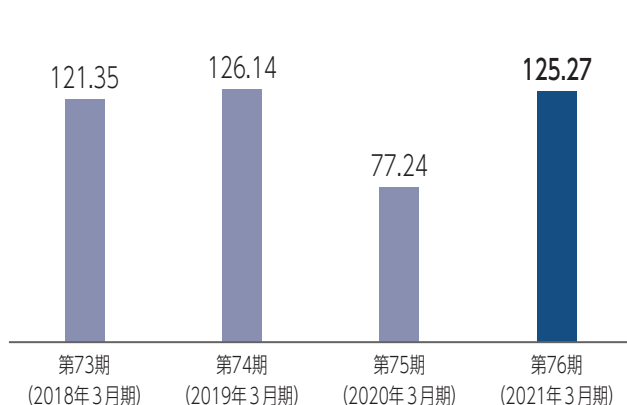
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



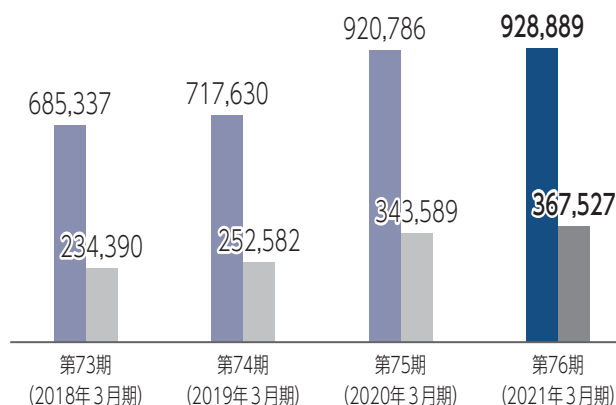
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第73期	第74期	第75期	第76期 (当 期)
受注高	(百万円)	373,830	428,091	408,546	411,869
売上高	(百万円)	374,232	401,273	387,266	366,086
当期純利益	(百万円)	19,035	20,424	21,359	36,247
1株当たり当期純利益	(円)	96.23	103.31	110.36	187.33
総資産	(百万円)	411,323	455,733	519,616	555,436
純資産	(百万円)	173,618	190,072	187,749	233,276

3. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
前田道路株式会社	百万円 19,350	% 51.33	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、アスファルト乳剤等 の製造及び販売に関する事業
株式会社前田製作所	百万円 3,160	47.74	建設機械の製造、販売、レンタル
愛知道路コンセッション株式会社	百万円 480	50.00	道路の維持管理、運営業務
匿名組合愛知道路コンセッション	百万円 —	—	同上
株式会社JM	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、修繕、改修、 改装
フジミ工研株式会社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の設計、製造、販 売
株式会社エフビーエス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアル及びビルメンテナ ンス、地盤改良、各種のボーリングに関 する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千バーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、設計、コンサル 業務
匿名組合五葉山太陽光発電	百万円 —	—	太陽光発電事業
匿名組合美祢太陽光発電	百万円 —	—	太陽光発電事業
匿名組合八峰風力開発	百万円 —	—	風力発電事業

(注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

2. 当社は、2020年6月26日を効力発生日として、前田総合インフラ株式会社を吸収合併いたしました。

4. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、舗装事業、製造事業、インフラ運営事業及びそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「（特-29）第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「（10）第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等（2021年3月31日現在）

（1）当社

本店：東京都千代田区富士見二丁目10番2号
光が丘本社（東京都練馬区）

支店：北海道支店（札幌市） 中部支店（名古屋市）
東北支店（仙台市） 関西支店（大阪市）
関東支店（さいたま市） 中国支店（広島市）
東京建築支店（東京都千代田区） 四国支店（高松市）
東京土木支店（東京都千代田区） 九州支店（福岡市）
北陸支店（富山市） 沖縄支店（那覇市）

出張所：香港（香港）、バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、
米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所：ICI総合センター（取手市）

（2）主要な子会社

前田道路株式会社（東京都品川区）
株式会社前田製作所（長野県長野市）
愛知道路コンセッション株式会社（愛知県半田市）
匿名組合愛知道路コンセッション（愛知県半田市）
株式会社JM（東京都千代田区）
フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）
株式会社エフビーエス（東京都中央区）
Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）
匿名組合五葉山太陽光発電（岩手県大船渡市）
匿名組合美祢太陽光発電（山口県美祢市）
匿名組合八峰風力開発（秋田県山本郡八峰町）

6. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
建築事業	2,231	20
土木事業	1,273	△5
舗装事業	2,554	2,554
製造事業	640	2
インフラ運営事業	113	7
その他	15	△2,215
全社（共通）	103	21
合計	6,929	384

（注）当連結会計年度より連結子会社である前田道路株式会社の従業員数については、事業区分をその他から舗装事業に変更しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,220	59	43.2	17.4

7. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	37,225
株式会社三井住友銀行	37,191

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所は、2021年2月24日付の「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、同日、基本合意書を締結いたしました。また、2021年5月14日開催予定の3社の取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画の作成を予定しております。この共同持株会社設立に関して、2021年6月23日開催予定の当社第76回定時株主総会において、共同株式移転による共同持株会社設立に関する議案を付議する予定であります。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	635,500,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式を含む）	194,608,482株
(3) 株主数	8,913名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
光が丘興産株式会社	24,311	12.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,510	6.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,304	3.24
住友不動産株式会社	5,885	3.03
株式会社みずほ銀行	5,100	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,677	2.41
J P MORGAN CHASE BANK 385632	4,329	2.23
株式会社三井住友銀行	4,150	2.13
前田道路株式会社	3,877	1.99
前田建設工業社員持株会	3,234	1.66

（注）持株比率は自己株式（146,223株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役位	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役除く）	52,821	7
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 田 操 治	執行役員社長
代 表 取 締 役	中 西 隆 夫	専務執行役員、土木事業本部長
取 締 役	関 本 昌 吾	専務執行役員、営業企画担当
取 締 役	近 藤 清 一	専務執行役員、監査統括
取 締 役	岐 部 一 誠	専務執行役員、C S R ・ 環境担当、経営革新本部長
取 締 役	大 川 尚 哉	専務執行役員、C S V戦略担当、技術・情報統括、 経営革新本部 副本部長（技術・D X担当）、 建築事業本部 副本部長（技術担当） 土木事業本部 副本部長（技術担当）
取 締 役	幡 鎌 裕 二	専務執行役員、建築事業本部長
取 締 役	土 橋 昭 夫	キャノンマーケティングジャパン株式会社 社外取締役
取 締 役	幕 田 英 雄	長島・大野・常松法律事務所 顧問 弁護士 日本原子力研究開発機構契約監視委員会 委員 株式会社ダイセル 社外監査役 富士通株式会社 社外監査役
取 締 役	村 山 利 栄	株式会社新生銀行 社外取締役
取 締 役	高 木 敦	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 雅 規	
常 勤 監 査 役	大 嶋 義 隆	
常 勤 監 査 役	小笠原 四 郎	
監 査 役	佐 藤 元 宏	公認会計士佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役 ウェルネット株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	篠 連	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 高島株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役土橋昭夫、幕田英雄、村山利栄及び高木敦の4氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊藤雅規氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役土橋昭夫、取締役幕田英雄、取締役村山利栄、取締役高木敦、常勤監査役伊藤雅規、監査役佐藤元宏及び監査役篠連の7氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	土 橋 昭 夫	当事業年度において21回開催された取締役会のうち20回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員長として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における議案審議を主導致しました。
取 締 役	幕 田 英 雄	当事業年度において21回開催された取締役会のすべてに出席し、弁護士として専門的見地並びに経営に関する高い見識から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、当事業年度において5回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取 締 役	村 山 利 栄	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、投資銀行における豊富な職務経験と、他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
取 締 役	高 木 敦	2020年6月23日の就任後、16回開催された取締役会のすべてに出席し、証券会社におけるアナリストとしての金融・財務に関する高い知見と建設業に関する幅広い見識をもとに意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。また、指名委員会並びに報酬委員会では、委員として、就任以降に開催された委員会3回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。

監査役	伊藤雅規	当事業年度において21回開催された取締役会及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化及び監査環境の改善を図る提言を行っております。また、報酬委員会では委員として、当事業年度において2回開催された委員会すべてに出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において意見を述べ、委員会の活発な審議に貢献してまいりました。
監査役	佐藤元宏	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会に12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。
監査役	篠連	当事業年度において21回開催された取締役会に19回及び15回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜意見を述べ、当社グループ全体の業務の適正性を確保する提言を行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動)	株式報酬 (業績連動)	株式報酬 (譲渡制限)	
取締役 (社外取締役を除く)	557	325	130	64	37	11
社外取締役	53	53	—	—	—	4
計	610	379	130	64	37	15
監査役 (社外監査役を除く)	39	39	—	—	—	2
社外監査役	36	36	—	—	—	3
計	76	76	—	—	—	5

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額650百万円以内（うち社外取締役分年額80百万円以内）と決議いただいております。当該決議に係る役員の員数は取締役12名（うち社外取締役2名）であります。なお、使用人分給与は含まれておりません。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額57百万円以内、業績連動型株式報酬額として年額114百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る役員の員数は取締役10名（社外取締役は含まない。）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の賞与（業績連動）の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であり、株式報酬（業績連動）及び株式報酬（譲渡制限）の総額は、業績連動型株式報酬（株式給付信託）及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

②業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬等かつ金銭報酬である賞与、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬及び非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、業績連動報酬であり、基本報酬：賞与＝75％：25％の割合で求めた額を計画値とし、0％～25％（基準値）～50％の範囲で業績指標の達成度に応じた額の金銭を支給します。賞与に係る業績指標は、連結計算書類に基づき算定された当期純利益と付加価値額です。当期純利益を業績指標とした理由は、経営に携わる立場の者全てが意識する必要があるためです。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、目標10,000百万円以上で、実績は23,200百万円です。また、付加価値額を業績指標とした理由並びにその目標及び実績は、下記ア.と同様です。

業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすること及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）にあらかじめ定めた割合（20％）を乗じた金額を基準として、第75期事業年度から第77期事業年度までの各事業年度及び当該3事業年度に対応する中期経営計画期間における業績達成度等に応じて各業務執行取締役にポイントを付与し、そのポイントに基づいて当社株式及び金銭を交付します。

業績連動型株式報酬に係る業績指標は付加価値額達成率及びインデックス対比株価成長率であり、これらを業績指標とした理由並びにこれらの目標及び実績は以下のとおりです。

ア. 付加価値額は、以下の算式により定まる額とし、付加価値額達成率は、実績値を目標値で除して算出します（小数点以下第一位を四捨五入）。

付加価値額を業績指標とした理由は、当社中長期経営計画（NEXT10）の指標であるためです。

（付加価値額の算式）

付加価値額 ＝ 営業利益 ＋ 人件費 ＋ 減価償却費

(付加価値額の目標値及び実績値)

期間	目標値	実績値
第75期 (2020年3月期)	863億円	896億円
第76期 (2021年3月期)	873億円	1,303億円
第77期 (2022年3月期)	939億円	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	2,675億円	—

イ. インデックス対比株価成長率は以下の算式により算出します (小数点以下第一位を四捨五入)。

インデックス対比株価成長率 = 当社株価上昇率 ÷ 東証業種別株価指数上昇率 (建設業)

インデックス対比株価成長率を業績指標とした理由は、投資家目線を意識し、当社経営陣に株価上昇によるインセンティブを与えるためです。

(インデックス対比株価成長率)

期間	当社株価上昇率	東証業種別株価指数 上昇率 (建設業)
第75期 (2020年3月期)	87.8%	96.0%
第76期 (2021年3月期)	96.8%	101.1%
第77期 (2022年3月期)	—	—
2020年3月期から 2022年3月期まで	—	—

(注) 1. 東証業種別株価指数上昇率 (建設業) の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) を、その前年の1月から3月における3ヶ月間の東証業種別株価指数 (建設業) で除した率

2. 当社株価上昇率の算定方法

毎年1月から3月における3ヶ月間の平均株価をその前年の1月から3月における3ヶ月間の平均株価で除した率

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額にあらかじめ定めた割合（10%）を乗じた金額を基準として、当社の株式を交付しております。

当該株式報酬には3年の譲渡制限期間が設定されており、その交付状況はⅡ. 1. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載したとおりです。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支払うこととしております。各報酬について、報酬委員会の答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、以下のとおり決定します。

- a. 基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位を基礎として各取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価、経歴等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- b. 賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映して、毎年一定の時期に支給する。
- c. 業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性の明確化及び株主との一層の価値共有の促進を目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額（年額）の一定割合に、業績達成度等を勘案して、中期経営計画期間の満了後に当社株式及び金銭を交付する。
- d. 譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額（年額）に一定割合を乗じた金額を基準として、毎年一定の時期に当社株式を交付する。

取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬の種別毎に、以下のプロセスにて決定します。

- a. 基本報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会は、個人別の報酬内容につき報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役個人別の報酬内容を決議する。
- b. 賞与については、担当する業務執行ごとの業績に鑑み、代表取締役社長が代表取締役社長を除く業務執行取締役の評価を行ったうえで、取締役会が代表取締役社長を含む全業務執行取締役の評価について、報酬委員会に諮問する。取締役会は、報酬委員会からの答申結果をもとに、取締役個人別の報酬額を決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、以前に報酬委員会において定めた取締役の報酬に関する決定の方針に基本的に沿っており、また、2021年2月24日に定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は当該方針から特段の変更を加えていないため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年7月6日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を経ております。

なお、この取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定プロセスは、上記③に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定後は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	89
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、前田道路株式会社及びThai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外事業所における税務申告業務等であり、ます。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の当該事業年度に係る監査計画の内容（監査対象部署、監査時間等）、報酬単価及び報酬等の額を検討した結果、相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 1. 事業報告

## 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守並びに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令及び定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、監査役は、法令及び社内規定に基づき、当社の取締役の業務執行を監査します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程及び情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDARリスク管理方針」及びリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守並びに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

#### (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

## **(8) 監査役への報告に関する体制**

当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的または間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。

## **(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。

## **(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は内部監査部門と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

## **(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

## **(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

当社は、当社が果たすべき社会的な役割と責任を定めた「MAEDA企業行動憲章」を社内イントラネットにおいて全職員へ発信し、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底を図っています。

また、「職場のほっとテレホン」（相談・通報制度）により不正行為の未然防止や早期発見に努めるとともに、通報案件に対応し、窓口利用実績件数を四半期毎に電子掲示板にて報告しています。

### (2) リスクマネジメント体制

当社は、リスクマネジメントに関する最上位の機関である「リスク管理委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っています。2020年度は4回開催し、各部門・部署が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「法的規制・コンプライアンス」、「災害・気候変動」、「製品・サービスの欠陥」、「経済・財政状況の変化」、「事業戦略」等のテーマで横断的に評価・分析を行いました。

### (3) 取締役の職務執行体制

当社の取締役は、執行役員制度のもと原則毎月開催の執行役員会にて、各執行役員より報告がなされる各部門・部署の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

また、四半期ごとに取締役会において、担当する部門の業務執行状況の報告を行っています。

### (4) グループ管理体制

当社は、関係会社規程に基づき、当社グループ会社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会または取締役の承認を受ける体制を整備しています。

また、「関係会社ヒアリング」を定期的に行い、グループ会社の業務執行状況の報告を受けています。

### (5) 情報の保存及び管理体制

当社は、取締役会議事録及び稟議書類等、取締役の職務の執行に係る各書類について、いずれも関係法令及び関連する社内規程に基づき、関係部署が検索性の高い状態で適切に保存及び管理しています。

### (6) 監査役の監査体制

当社の監査役室は、監査役5名及び専任の補助使用人1名で構成されています。監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、社長及び各本部長等並びに会計監査人及び内部監査部門との定期的な会合において、情報・意見の交換を行うことにより監査の実効性を高めています。

### 3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

#### (2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

#### (3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様に適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 第76期<br>2021年3月31日現在 | 科 目                 | 第76期<br>2021年3月31日現在 |
|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>       | <b>(928,889)</b>     | <b>(負債の部)</b>       | <b>(561,361)</b>     |
| <b>流動資産</b>         | <b>433,190</b>       | <b>流動負債</b>         | <b>267,118</b>       |
| 現金預金                | 100,687              | 電子記録債務              | 7,837                |
| 受取手形・完成工事未収入金等      | 263,430              | 工事未払金等              | 109,917              |
| 有価証券                | 30                   | 短期借入金               | 18,315               |
| 販売用不動産              | 2,371                | 1年内返済予定のノンリコース借入金   | 1,381                |
| 商品及び製品              | 1,597                | 1年内償還予定の社債          | 5,000                |
| 未成工事支出金             | 18,729               | 未払金                 | 11,088               |
| 材料貯蔵品               | 2,602                | 未払法人税等              | 11,957               |
| その他                 | 43,895               | 未成工事受入金             | 36,961               |
| 貸倒引当金               | △153                 | 修繕引当金               | 300                  |
| <b>固定資産</b>         | <b>495,519</b>       | 賞与引当金               | 7,874                |
| <b>有形固定資産</b>       | <b>165,558</b>       | 役員賞与引当金             | 266                  |
| 建物・構築物              | 40,977               | 完成工事補償引当金           | 1,221                |
| 機械・運搬具・工具・器具備品      | 39,880               | 工事損失引当金             | 629                  |
| 土地                  | 82,458               | 公共施設等運営権に係る負債       | 4,501                |
| リース資産               | 794                  | 公共施設等運営事業の更新投資に係る負債 | 4,819                |
| 建設仮勘定               | 1,447                | その他                 | 45,045               |
| <b>無形固定資産</b>       | <b>180,603</b>       | <b>固定負債</b>         | <b>294,242</b>       |
| 公共施設等運営権            | 114,424              | 社債                  | 45,000               |
| 公共施設等運営事業の更新投資に係る資産 | 23,845               | ノンリコース社債            | 20                   |
| のれん                 | 26,639               | 長期借入金               | 64,165               |
| その他                 | 15,693               | ノンリコース借入金           | 15,864               |
| <b>投資その他の資産</b>     | <b>149,357</b>       | 繰延税金負債              | 18,481               |
| 投資有価証券              | 131,063              | 退職給付に係る負債           | 16,579               |
| 長期貸付金               | 2,562                | 株式給付引当金             | 228                  |
| 破産更生債権等             | 232                  | 債務保証損失引当金           | 212                  |
| 繰延税金資産              | 745                  | 独占禁止法関連損失引当金        | 64                   |
| 退職給付に係る資産           | 10,345               | 公共施設等運営権に係る負債       | 108,398              |
| その他                 | 6,082                | 公共施設等運営事業の更新投資に係る負債 | 20,833               |
| 貸倒引当金               | △1,674               | その他                 | 4,394                |
| <b>繰延資産</b>         | <b>179</b>           | <b>(純資産の部)</b>      | <b>(367,527)</b>     |
| <b>資産合計</b>         | <b>928,889</b>       | <b>株主資本</b>         | <b>241,706</b>       |
|                     |                      | 資本金                 | 28,463               |
|                     |                      | 資本剰余金               | 37,549               |
|                     |                      | 利益剰余金               | 178,526              |
|                     |                      | 自己株式                | △2,833               |
|                     |                      | <b>その他の包括利益累計額</b>  | <b>28,317</b>        |
|                     |                      | その他有価証券評価差額金        | 29,218               |
|                     |                      | 繰延ヘッジ損益             | △19                  |
|                     |                      | 為替換算調整勘定            | 2                    |
|                     |                      | 退職給付に係る調整累計額        | △883                 |
|                     |                      | <b>非支配株主持分</b>      | <b>97,504</b>        |
|                     |                      | <b>負債純資産合計</b>      | <b>928,889</b>       |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第76期<br>2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで |               |
|------------------------|-------------------------------------|---------------|
|                        |                                     |               |
| <b>売上高</b>             |                                     |               |
| 完成工事高                  | 394,278                             |               |
| その他の事業売上高              | 283,780                             | 678,059       |
| <b>売上原価</b>            |                                     |               |
| 完成工事原価                 | 339,979                             |               |
| その他の事業売上原価             | 241,322                             | 581,302       |
| <b>売上総利益</b>           |                                     |               |
| 完成工事総利益                | 54,298                              |               |
| その他の事業総利益              | 42,458                              | 96,757        |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |                                     | 50,413        |
| <b>営業利益</b>            |                                     | <b>46,343</b> |
| <b>営業外収益</b>           |                                     |               |
| 受取利息配当金                | 2,168                               |               |
| 為替差益                   | 214                                 |               |
| 持分法による投資利益             | 1,096                               |               |
| その他                    | 429                                 | 3,909         |
| <b>営業外費用</b>           |                                     |               |
| 支払利息                   | 2,613                               |               |
| シンジケートローン手数料           | 601                                 |               |
| その他                    | 1,373                               | 4,587         |
| <b>経常利益</b>            |                                     | <b>45,665</b> |
| <b>特別利益</b>            |                                     |               |
| 固定資産売却益                | 127                                 |               |
| 投資有価証券売却益              | 4,403                               |               |
| その他                    | 70                                  | 4,602         |
| <b>特別損失</b>            |                                     |               |
| 固定資産除却損                | 661                                 |               |
| 投資有価証券売却損              | 274                                 |               |
| 投資有価証券評価損              | 313                                 |               |
| 減損損失                   | 205                                 |               |
| その他                    | 260                                 | 1,715         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                     | <b>48,551</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 19,282                              |               |
| 法人税等調整額                | △2,820                              | 16,462        |
| <b>当期純利益</b>           |                                     | <b>32,089</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |                                     | 8,814         |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                     | <b>23,275</b> |

## 2. 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                            | 株主資本   |        |         |        |         |
|----------------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
|                            | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高                      | 28,463 | 36,680 | 158,907 | △4,097 | 219,954 |
| 暫定的な会計処理の確定による影響額          |        |        |         |        | —       |
| 暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高      | 28,463 | 36,680 | 158,907 | △4,097 | 219,954 |
| 当連結会計年度中の変動額               |        |        |         |        |         |
| 剰余金の配当                     |        |        | △3,640  |        | △3,640  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |        |        | 23,275  |        | 23,275  |
| 自己株式の取得                    |        |        |         | △0     | △0      |
| 自己株式の処分                    |        | 865    | △15     | 1,264  | 2,113   |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動       |        | 3      |         | △0     | 3       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） |        |        |         |        |         |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | —      | 869    | 19,618  | 1,263  | 21,751  |
| 当期末残高                      | 28,463 | 37,549 | 178,526 | △2,833 | 241,706 |

|                            | その他の包括利益累計額  |         |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|---------|---------|
|                            | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |         |
| 当期首残高                      | 15,336       | △16     | △0       | △6,880       | 8,439         | 115,195 | 343,589 |
| 暫定的な会計処理の確定による影響額          |              |         |          |              |               | 14,997  | 14,997  |
| 暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高      | 15,336       | △16     | △0       | △6,860       | 8,439         | 130,193 | 358,587 |
| 当連結会計年度中の変動額               |              |         |          |              |               |         |         |
| 剰余金の配当                     |              |         |          |              |               |         | △3,640  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益            |              |         |          |              |               |         | 23,275  |
| 自己株式の取得                    |              |         |          |              |               |         | △0      |
| 自己株式の処分                    |              |         |          |              |               |         | 2,113   |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動       |              |         |          |              |               |         | 3       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | 13,881       | △3      | 2        | 5,996        | 19,877        | △32,688 | △12,811 |
| 当連結会計年度中の変動額合計             | 13,881       | △3      | 2        | 5,996        | 19,877        | △32,688 | 8,940   |
| 当期末残高                      | 29,218       | △19     | 2        | △883         | 28,317        | 97,504  | 367,527 |



## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称 前田道路(株)、(株)前田製作所、愛知道路コンセッション(株)

当連結会計年度より、非連結子会社であった(株)ニチユウ、(株)富士土木、宮田建設(株)、(株)リアスコン、青野建設(株)、(株)アオイ産業、東海アスコン(株)、双和産業(株)、(株)船田土木、砂町アスコン(株)、新栄建設(株)、京浜リサイクルセンター(株)、(株)エコセンター大阪、アールテックコンサルタント(株)、マエダ・パシフィック・コーポレーションは重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、当連結会計年度において、連結子会社であった前田総合インフラ(株)は当社を存続会社とする吸収合併に伴う消滅により、連結の範囲から除外しています。

##### (2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称 (株)ジェイシティー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 1社

関連会社 5社

持分法適用の非連結子会社の名称

(株)ジェイシティー

持分法適用の主要な関連会社の名称

東洋建設(株)

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、(株)豊田東部スクールランチサービス

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日です。従って連結計算書類の作成にあたっては、子会社決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金

個別法による原価法

##### ② 販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、材料貯蔵品について、一部の連結子会社は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

#### (4) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、連結子会社の一部の資産については、定額法又は生産高比例法を採用しており、定額法の耐用年数については、経済的耐用年数によっています。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業の更新投資に係る資産については生産高比例法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

② 開業費

5年間で均等償却しています。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

② 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上しています。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

⑦ 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

⑧ 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

⑨ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を引当て計上しています。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。なお、一部の連結子会社は期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

(8)収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(9)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

(10)のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、主に5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理しています。

(11)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

(12)消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## Ⅱ. 表示方法の変更

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「退職給付に係る資産」は6,284百万円です。

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は重要性を勘案し、当連結会計年度より区分掲記しています。なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却損」は1百万円です。

### 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|           | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 完成工事高     | 356,864 |
| その他の事業売上高 | 51,915  |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①金額の算出方法

成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、各工事における進捗度を原価比例法により見積り、当連結会計年度末までの進捗部分の完成工事高を計上しています。

###### ②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事進行基準による完成工事高の計算について以下の主要な仮定を用いています。翌会計年度の連結計算書類への影響は以下の通りです。

###### ・工事収益総額

当連結会計年度末において契約書等が未締結の工事契約の変更にかかる請負額（以下、未契約請負額）を見積りにより計上しています。工事収益総額における未契約請負額は発注者との交渉の進捗又は契約の締結に伴い変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

###### ・工事原価総額

当連結会計年度末において各工事の完了までの工事原価総額を見積りしています。工事完了までの工事原価総額については、各工事の進捗度に伴い将来発生する費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しています。そのため、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高に一定の影響を与える可能性があります。

## 2. のれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|     | 当連結会計年度 |
|-----|---------|
| のれん | 26,639  |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①金額の算出方法

主に2020年3月19日に前田道路株式会社を子会社とした際に生じており、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、償却を行っています。詳細につきましては、「Ⅳ. 追加情報（企業結合に係る暫定的な処理の確定）」に記載しています。

#### ②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、事業投資の結果生じたのれんに対し、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計基準適用指針第6号 2003年10月31日）、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 2009年3月27日）を適用しています。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定については、投資判断当初の想定からの乖離の有無を継続的に確認しており、当連結会計年度においては減損の兆候はありませんでした。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。



#### Ⅳ. 追加情報

##### 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

###### 1. 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

###### (1) 取引の概要

当社は、2019年3月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託《従業員持株会処分型》契約書」（以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を締結しました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託E口」という。）を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しています。信託E口は、信託設定後3年間にわたり「前田建設工業社員持株会」（以下「持株会」という。）が取得する見込みの当社株式を取得し、定期的に持株会に対して売却を行っています。信託終了時まで、信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

###### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末562百万円、496千株、当連結会計年度末104百万円、92千株です。

###### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末678百万円、当連結会計年度末351百万円



## 2. 株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、当社の取締役（社外取締役である者を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等の企業価値向上に対するインセンティブを強化するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

### （１）取引の概要

当社は、2019年6月21日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度は、対象取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程（以下「本規程」という。）に従い、業績達成度等に応じて当社所定の基準によるポイントを付与し、中期経営計画期間終了直後の一定の期日に対象取締役等のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、受益者が本規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### （２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、株主資本に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末549百万円、657千株です。

## 新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、当社単体の業績への影響は軽微であると見込んでいます。また、グループ会社の一部では売上高の減少とそれに伴う利益の減少を一定程度見込んでいるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社グループの業績への影響は軽微であると見込んでいます。当連結会計年度末においては、これらを総合的に勘案し、当期末の見積りに重要な影響を与えるものではないとの仮定のもと完成工事高の計上、のれんの評価等の会計上の見積りを行っています。

## 共同持株会社設立による経営統合

当社、前田道路株式会社（以下「前田道路」という。）及び株式会社前田製作所（以下「前田製作所」といい、当社、前田道路及び前田製作所を総称して「3社」という。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」という。）について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお本件につきましては、2021年6月23日（当社）、2021年6月25日（前田道路）、2021年6月22日（前田製作所）開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

### 1. 本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

### 2. 本株式移転の要旨

#### （1）本株式移転のスケジュール

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）    | 2021年2月24日（水）     |
| 経営統合に関する基本合意書締結（3社）        | 2021年2月24日（水）     |
| 定時株主総会に係る基準日（3社）           | 2021年3月31日（水）     |
| 経営統合契約書および株式移転計画承認取締役会（3社） | 2021年5月14日（金）（予定） |
| 経営統合契約書締結および株式移転計画作成（3社）   | 2021年5月14日（金）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（前田製作所）      | 2021年6月22日（火）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（当社）         | 2021年6月23日（水）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（前田道路）       | 2021年6月25日（金）（予定） |
| 東京証券取引所最終売買日（3社）           | 2021年9月28日（火）（予定） |
| 東京証券取引所上場廃止日（3社）           | 2021年9月29日（水）（予定） |
| 統合予定日（共同持株会社設立登記日）         | 2021年10月1日（金）（予定） |
| 共同持株会社株式上場日                | 2021年10月1日（金）（予定） |

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

|        | 当社   | 前田道路 | 前田製作所 |
|--------|------|------|-------|
| 株式移転比率 | 1.00 | 2.28 | 0.58  |

（注1）算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

（注2）共同持株会社の単元株式数は100株とします。

（注3）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、当社の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、前田道路の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）および前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有しまたは今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（当社：146,223株、前田道路：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

## 企業結合等関係

### 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2020年3月19日に行われた前田道路株式会社との企業結合について、前連結会計年度には暫定的な処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えています。

取得日現在において有形固定資産に22,696百万円、無形固定資産に8,478百万円、投資その他の資産に6,754百万円、繰延税金負債に7,140百万円が配分された結果、非支配株主持分は115,195百万円から14,997百万円増加し、130,193百万円となり、暫定的に算定されたのれんの金額は48,689百万円から15,791百万円減少し、32,898百万円となっています。

なお、のれんの償却期間は5年となります。

### 共通支配下の取引等

当社は2020年6月26日に、当社の完全子会社である前田総合インフラ株式会社を吸収合併しました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 被合併企業の名称及び事業の内容

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 被合併会社の名称 | 前田総合インフラ株式会社    |
| 事業の内容    | 有価証券の取得、保有及び処分等 |

##### (2) 企業結合日

2020年6月26日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、前田総合インフラ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

本合併は、当社においては会社法第796条2項に定める簡易合併であり、前田総合インフラ株式会社においては会社法第784条1項に定める略式合併であるため、いずれも株主総会の承認を得ることなく合併します。

##### (4) 結合後企業の名称

前田建設工業株式会社

#### (5) その他取引の概要に関する事項

当社及び前田総合インフラ株式会社は、2020年1月20日開催の各取締役会において、当社の持分法適用関連会社であった前田道路株式会社の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により取得することを決定し、2020年3月19日に本公開買付けに基づく株式の取得を行うことで当社の連結子会社としました。本公開買付けの実施にあたり、将来的に行う可能性のある組織再編の際の機動性及び柔軟性を確保する観点から、完全子会社として前田総合インフラを2019年12月26日に設立して前田道路株式会社株式の取得を目指すこととしていました。

その後、本公開買付けの結果並びに本公開買付けの開始以降の経緯及び現在までの状況の変化等を勘案して当社グループの体制等を慎重に検討した結果、今般、当社が前田総合インフラ株式会社を吸収合併して前田道路株式会社株式を一元的に管理することが、当社グループにおける経営資源の配分及び業務効率化の観点から最適であると判断しました。

#### 2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

|               |          |
|---------------|----------|
| 建物・構築物        | 384百万円   |
| 土地            | 61百万円    |
| 投資有価証券        | 2,072百万円 |
| 投資その他の資産（その他） | 400百万円   |
| 合計            | 2,918百万円 |

### 担保に係る債務の金額

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 4,035百万円 |
| 長期借入金 | 1,454百万円 |
| 合計    | 5,490百万円 |

ノンリコース債務に対応する担保資産は、「2. ノンリコース債務に対応する資産」に含めて記載しています。

### 2. ノンリコース債務に対応する資産

|                |         |              |
|----------------|---------|--------------|
| 現金預金           | 13,852  | (－) 百万円      |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 1,589   | (－) 百万円      |
| 材料貯蔵品          | 23      | (23) 百万円     |
| 建物・構築物         | 82      | (82) 百万円     |
| 機械・運搬具・工具・器具備品 | 11,426  | (11,420) 百万円 |
| 公共施設等運営権       | 114,424 | (－) 百万円      |
| 合計             | 141,398 | (11,527) 百万円 |

上記のうち、( ) 内書は工場財団根抵当に供されている金額並びに対応する資産です。

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

193,906百万円

### 4. 保証債務額

|                  |          |
|------------------|----------|
| 借入金に対する保証債務      | 916百万円   |
| 工事に対する入札・履行保証等債務 | 1,092百万円 |

## Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

|      |           |
|------|-----------|
| 普通株式 | 194,608千株 |
|------|-----------|

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月23日の第75回定時株主総会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 配当金の総額   | 3,640百万円 (注1) (注2) |
| (2) 1株当たり配当額 | 20.0円              |
| (3) 基準日      | 2020年3月31日         |
| (4) 効力発生日    | 2020年6月24日         |

### 3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月23日開催予定の第76回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式の配当に関する事項

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 配当の原資    | 利益剰余金              |
| (2) 配当金の総額   | 7,144百万円 (注1) (注3) |
| (3) 1株当たり配当額 | 38.0円              |
| (4) 基準日      | 2021年3月31日         |
| (5) 効力発生日    | 2021年6月24日         |

(注1) 配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額です。

(注2) 2020年6月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金9百万円、及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

(注3) 2021年6月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社株式に対する配当金3百万円、及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれています。



## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされていますが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。公共施設等運営権に係る負債は、公共施設等運営権対価の未払額であり、運営期間にわたり支払います。また当該債務にかかる金利は固定化されています。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針です。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

|                         | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-------------------------|------------|---------|--------|
| (1)現金預金                 | 100,687    | 100,687 | —      |
| (2)受取手形・完成工事未収入金等       | 263,430    | 263,216 | △214   |
| (3)有価証券及び投資有価証券         | 111,696    | 117,278 | 5,582  |
| 資産計                     | 475,814    | 481,182 | 5,367  |
| (1)電子記録債務               | 7,837      | 7,837   | —      |
| (2)工事未払金等               | 109,917    | 109,917 | —      |
| (3)短期借入金                | 18,315     | 18,315  | —      |
| (4)1年内返済予定のノンリコース借入金    | 1,381      | 1,381   | —      |
| (5)1年内償還予定の社債           | 5,000      | 5,000   | —      |
| (6)公共施設等運営権に係る負債(流動負債)  | 4,501      | 4,501   | —      |
| (7)社債                   | 45,000     | 44,840  | △160   |
| (8)ノンリコース社債             | 20         | 22      | 2      |
| (9)長期借入金                | 64,165     | 64,337  | 171    |
| (10)ノンリコース借入金           | 15,864     | 15,967  | 102    |
| (11)公共施設等運営権に係る負債(固定負債) | 108,398    | 118,990 | 10,592 |
| 負債計                     | 380,404    | 391,113 | 10,709 |
| (1)デリバティブ取引(※)          | (42)       | (42)    | —      |

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価のうち、株式については取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 工事未払金等、(3) 短期借入金、(4) 1年内返済予定のノンリコース借入金、(5) 1年内償還予定の社債並びに(6) 公共施設等運営権に係る負債(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっています。

(8) ノンリコース社債

ノンリコース社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(9) 長期借入金、並びに(10) ノンリコース借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

このうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(11) 公共施設等運営権に係る負債(固定負債)

公共施設等運営権に係る負債(固定負債)の時価は、支払予定時期に基づき、将来キャッシュフローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## デリバティブ取引

### (1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額19,397百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都や福岡県などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は829百万円、固定資産売却損は138百万円、減損損失は73百万円です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額      |                |                | 当連結会計年度末<br>の時価 |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 当連結会計年度<br>期首残高 | 当連結会計年度<br>増減額 | 当連結会計年度末<br>残高 |                 |
| 34,988          | △15,317        | 19,671         | 30,132          |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な増加は、賃貸用店舗の取得754百万円、主な減少は連結範囲の変更による減少17,281百万円、保有目的の変更による棚卸資産への振替396百万円です。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

(注4) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の連結貸借対照表計上額の期首残高については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

## Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,441円97銭

2. 1株当たり当期純利益 125円27銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（BBT）に残存する自社の株式は1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（BBT）は657千株です。

## X. 公共施設等運営事業に関する注記

連結子会社である愛知道路コンセッション(株)が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

### 1. 運営権者が取得した公共施設等運営権の概要

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                           |                            |                          |                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 対象となる公共施設等の内容        | 愛知県有料道路運営等事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                           |                            |                          |                            |
|                      | 知多4路線<br>(南知多道路、知多半島道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を総称しています。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 猿投グリーンロード                 | 衣浦トンネル                     | 衣浦豊田道路                   | 名古屋瀬戸道路                    |
|                      | 上記路線ごとに運営権が設定されています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |                            |                          |                            |
| 実施契約に定められた運営権対価の支出方法 | 運営権取得時に一時金を支払い、残額は運営期間にわたり分割して毎年支払います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                           |                            |                          | 運営権取得時に全額を支払います。           |
| 運営権設定期間              | 2016年10月1日～<br>2046年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2016年10月1日～<br>2029年6月22日 | 2016年10月1日～<br>2029年11月29日 | 2016年10月1日～<br>2034年3月5日 | 2016年10月1日～<br>2044年11月26日 |
| 残存する運営権設定期間          | 2021年4月1日～<br>2046年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2021年4月1日～<br>2029年6月22日  | 2021年4月1日～<br>2029年11月29日  | 2021年4月1日～<br>2034年3月5日  | 2021年4月1日～<br>2044年11月26日  |
| プロフィットシェアリング条項の概要    | <p>各運営権対象施設に係る各事業年度の実績料金収入の合計額が、当該各運営権設定対象施設に係る各事業年度の計画料金収入の合計額と比較して、増加し、または減少した場合、当該増加し、または減少した料金収入の帰属または負担については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6%以内の増加または減少にとどまる場合<br/>運営権者の帰属または負担</li> <li>・6%を超えて増加した場合<br/>6%以内の増加額は運営権者の帰属、6%を超える増加額は愛知県道路公社の帰属</li> <li>・6%を超えて減少した場合<br/>6%以内の減少額は運営権者の負担、6%を超える減少額は愛知県道路公社の負担</li> </ul> |                           |                            |                          |                            |

### 2. 公共施設等運営権の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

### 3. 更新投資に係る主な事項

#### (1) 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

(知多4路線)

| 更 新 投 資 の 内 容 | 予 定 時 期             |
|---------------|---------------------|
| E T Cレーン更新    | 2029年3月期 ～ 2032年3月期 |
|               | 2045年3月期 ～ 2046年3月期 |
| 一般収受機更新       | 2022年3月期            |
|               | 2033年3月期 ～ 2034年3月期 |
| 中央装置更新        | 2024年3月期 ～ 2029年3月期 |
|               | 2031年3月期            |
|               | 2041年3月期            |
| ガードレール更新      | 2023年3月期 ～ 2025年3月期 |
|               | 2028年3月期 ～ 2030年3月期 |
|               | 2033年3月期 ～ 2035年3月期 |

#### (2) 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の計上方法

更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を見積り、公共施設等運営権取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上しています。

#### (3) 更新投資に係る資産の減価償却の方法

交通量に基づく生産高比例法によっています。

## XI. その他の注記

- 受取手形裏書譲渡高 9,025百万円  
受取手形流動化による譲渡高 1,147百万円
- 金額の端数処理  
金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目             | 第76期<br>2021年3月31日現在 | 科 目             | 第76期<br>2021年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(555,436)</b>     | <b>(負債の部)</b>   | <b>(322,159)</b>     |
| <b>流動資産</b>     | <b>285,342</b>       | <b>流動負債</b>     | <b>194,641</b>       |
| 現金預金            | 34,345               | 電子記録債務          | 7,933                |
| 受取手形            | 6,680                | 工事未払金           | 72,266               |
| 完成工事未収入金        | 192,459              | 短期借入金           | 14,280               |
| 販売用不動産          | 2,371                | 1年内償還予定の社債      | 5,000                |
| 未成工事支出金         | 11,404               | 未払金             | 4,117                |
| 短期貸付金           | 616                  | 未払法人税等          | 6,660                |
| 工事関係立替金         | 16,570               | 未成工事受入金         | 30,850               |
| その他             | 20,994               | 預り金             | 41,973               |
| 貸倒引当金           | △99                  | 修繕引当金           | 300                  |
|                 |                      | 賞与引当金           | 3,629                |
| <b>固定資産</b>     | <b>270,093</b>       | 役員賞与引当金         | 130                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>46,845</b>        | 完成工事補償引当金       | 1,085                |
| 建物・構築物          | 20,858               | 工事損失引当金         | 406                  |
| 機械・運搬具          | 3,307                | 従業員預り金          | 5,591                |
| 工具・器具備品         | 987                  | その他             | 416                  |
| 土地              | 20,525               | <b>固定負債</b>     | <b>127,518</b>       |
| リース資産           | 138                  | 社債              | 45,000               |
| 建設仮勘定           | 1,027                | 長期借入金           | 62,711               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,504</b>         | 繰延税金負債          | 8,489                |
| ソフトウェア          | 3,414                | 退職給付引当金         | 8,725                |
| その他             | 4,090                | 株式給付引当金         | 228                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>215,743</b>       | 債務保証損失引当金       | 212                  |
| 投資有価証券          | 93,578               | その他             | 2,152                |
| 関係会社株式          | 117,822              | <b>(純資産の部)</b>  | <b>(233,276)</b>     |
| 長期貸付金           | 164                  | <b>株主資本</b>     | <b>205,591</b>       |
| 破産更生債権等         | 214                  | <b>資本金</b>      | <b>28,463</b>        |
| 長期前払費用          | 112                  | <b>資本剰余金</b>    | <b>36,587</b>        |
| 前払年金費用          | 1,139                | 資本準備金           | 36,587               |
| その他             | 2,926                | <b>利益剰余金</b>    | <b>141,340</b>       |
| 貸倒引当金           | △214                 | 利益準備金           | 4,552                |
| <b>資産合計</b>     | <b>555,436</b>       | その他利益剰余金        | 136,787              |
|                 |                      | 別途積立金           | 98,000               |
|                 |                      | 繰越利益剰余金         | 38,787               |
|                 |                      | <b>自己株式</b>     | <b>△799</b>          |
|                 |                      | <b>評価・換算差額等</b> | <b>27,685</b>        |
|                 |                      | その他有価証券評価差額金    | 27,685               |
|                 |                      | <b>負債純資産合計</b>  | <b>555,436</b>       |

# 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目               | 第76期<br>2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで |               |
|-------------------|-------------------------------------|---------------|
|                   |                                     |               |
| <b>売上高</b>        |                                     |               |
| 完成工事高             | 363,038                             |               |
| その他の事業売上高         | 3,048                               | 366,086       |
| <b>売上原価</b>       |                                     |               |
| 完成工事原価            | 311,511                             |               |
| その他の事業売上原価        | 904                                 | 312,416       |
| <b>売上総利益</b>      |                                     |               |
| 完成工事総利益           | 51,526                              |               |
| その他の事業総利益         | 2,144                               | 53,670        |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |                                     | 23,947        |
| <b>営業利益</b>       |                                     | <b>29,722</b> |
| <b>営業外収益</b>      |                                     |               |
| 受取利息配当金           | 17,631                              |               |
| 為替差益              | 176                                 |               |
| その他               | 214                                 | 18,022        |
| <b>営業外費用</b>      |                                     |               |
| 支払利息              | 1,186                               |               |
| シンジケートローン手数料      | 601                                 |               |
| 租税公課              | 306                                 |               |
| その他               | 409                                 | 2,503         |
| <b>経常利益</b>       |                                     | <b>45,241</b> |
| <b>特別利益</b>       |                                     |               |
| 固定資産売却益           | 179                                 |               |
| 投資有価証券売却益         | 1,958                               |               |
| 抱合せ株式消滅差益         | 1,686                               |               |
| その他               | 3                                   | 3,828         |
| <b>特別損失</b>       |                                     |               |
| 固定資産除却損           | 117                                 |               |
| 投資有価証券売却損         | 233                                 |               |
| 投資有価証券評価損         | 269                                 |               |
| 減損損失              | 93                                  |               |
| 関係会社支援損           | 340                                 |               |
| その他               | 3                                   | 1,057         |
| <b>税引前当期純利益</b>   |                                     | <b>48,012</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 10,888                              |               |
| 法人税等調整額           | 877                                 | 11,765        |
| <b>当期純利益</b>      |                                     | <b>36,247</b> |



## 株主資本等変動計算書

第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                              | 株主資本   |        |              |       |          |               |                |        |             |
|------------------------------|--------|--------|--------------|-------|----------|---------------|----------------|--------|-------------|
|                              | 資本金    | 資本剰余金  |              | 利益剰余金 |          |               |                | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|                              |        | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>2 合 計 |        |             |
|                              |        |        |              |       | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰 余 金 |                |        |             |
| 当期首残高                        | 28,463 | 36,587 | 36,587       | 4,552 | 84,000   | 20,444        | 108,996        | △1,335 | 172,712     |
| 当事業年度中の変動額                   |        |        |              |       |          |               |                |        |             |
| 剰余金の配当                       |        |        |              |       |          | △3,888        | △3,888         |        | △3,888      |
| 別途積立金の積立                     |        |        |              |       | 14,000   | △14,000       | －              |        | －           |
| 当期純利益                        |        |        |              |       |          | 36,247        | 36,247         |        | 36,247      |
| 自己株式の取得                      |        |        |              |       |          |               |                | △0     | △0          |
| 自己株式の処分                      |        |        |              |       |          | △15           | △15            | 535    | 519         |
| 株主資本以外の項目の当事業<br>年度中の変動額（純額） |        |        |              |       |          |               |                |        |             |
| 当事業年度中の変動額合計                 | －      | －      | －            | －     | 14,000   | 18,343        | 32,343         | 535    | 32,878      |
| 当期末残高                        | 28,463 | 36,587 | 36,587       | 4,552 | 98,000   | 38,787        | 141,340        | △799   | 205,591     |

|                              | 評価・換算差額等            |                        | 純資産合計   |
|------------------------------|---------------------|------------------------|---------|
|                              | その他有価証券評<br>価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |         |
| 当期首残高                        | 15,036              | 15,036                 | 187,749 |
| 当事業年度中の変動額                   |                     |                        |         |
| 剰余金の配当                       |                     |                        | △3,888  |
| 別途積立金の積立                     |                     |                        | －       |
| 当期純利益                        |                     |                        | 36,247  |
| 自己株式の取得                      |                     |                        | △0      |
| 自己株式の処分                      |                     |                        | 519     |
| 株主資本以外の項目の当事業<br>年度中の変動額（純額） | 12,648              | 12,648                 | 12,648  |
| 当事業年度中の変動額合計                 | 12,648              | 12,648                 | 45,527  |
| 当期末残高                        | 27,685              | 27,685                 | 233,276 |

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 未成工事支出金

個別法による原価法

##### (2) 販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しています。但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）及び長期前払費用

定額法を採用しています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

## 5. 繰延資産の処理方法

### 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上しています。

#### (2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上しています。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上しています。

#### (4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上しています。

#### (5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上しています。

#### (6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上しています。

#### (7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上しています。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理しています。

#### (8) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を引当て計上しています。

#### (9) 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を引当て計上しています。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

#### 8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たすものは振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たすものは特例処理によっています。

#### 9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

#### 10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっています。

#### 11. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「関係会社支援損」は重要性を勘案し、当事業年度より区分掲記しています。なお、前事業年度における「投資有価証券売却損」は1百万円、「関係会社支援損」は38百万円です。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|       | 当事業年度   |
|-------|---------|
| 完成工事高 | 349,883 |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記1. 工事進行基準適用工事における完成工事高の計上

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一となります。

### Ⅳ. 追加情報

#### 共同持株会社設立による経営統合

「連結計算書類Ⅳ. 追加情報 共同持株会社設立による経営統合」に記載した内容と同一となります。

### Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

|                   |                  |           |
|-------------------|------------------|-----------|
| 1. 担保に供している資産     | 投資有価証券           | 20百万円     |
|                   | 関係会社株式           | 1,149百万円  |
|                   | 投資その他の資産（その他）    | 400百万円    |
|                   | 合 計              | 1,570百万円  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 |                  | 57,130百万円 |
| 3. 保証債務額          |                  |           |
|                   | 借入金等に対する保証債務     | 865百万円    |
|                   | 工事に対する入札・履行保証等債務 | 1,092百万円  |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債権 |                  | 7,931百万円  |
|                   | 関係会社に対する長期金銭債権   | 382百万円    |
|                   | 関係会社に対する短期金銭債務   | 20,257百万円 |
|                   | 関係会社に対する長期金銭債務   | 166百万円    |

### Ⅵ. 損益計算書に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 完成工事高のうち関係会社に対する部分  | 7,660百万円  |
| 2. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高 | 56,865百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高    | 18,355百万円 |

## Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当期首株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|------------|------------|--------|
| 普通株式 | 1,354千株 | 22千株       | 481千株      | 895千株  |

(注1) 当事業年度期首の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式496千株及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

(注2) 自己株式の増加22千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加22千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株です。

(注3) 自己株式の減少481千株は、株式給付信託（従業員持株会処分型）による従業員持株会への当社の株式の売却による減少404千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少76千株です。

(注4) 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）が保有する当社の株式92千株及び株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社の株式657千株が含まれています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

|                  |          |
|------------------|----------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 2,671百万円 |
| たな卸資産等有税評価減      | 2,605    |
| 減損損失             | 4,036    |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 96       |
| 工事損失引当金          | 124      |
| 投資有価証券有税評価損      | 1,562    |
| その他              | 6,679    |
| 繰延税金資産小計         | 17,776   |
| 評価性引当額           | △14,361  |
| 繰延税金資産合計         | 3,415    |

(繰延税金負債)

|              |         |
|--------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △11,510 |
| その他          | △393    |
| 繰延税金負債合計     | △11,904 |
| 繰延税金負債の純額    | △8,489  |

## Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属 性  | 会社等の名称    | 資本金<br>(百万円) | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割合 (%)            | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内 容            | 取 引<br>金 額<br>(百万円) | 科 目       | 期 末<br>残 高<br>(百万円) |
|------|-----------|--------------|---------------------------------------------|---------------|-----------------------|---------------------|-----------|---------------------|
| 子会社  | (株)エフビーエス | 100          | (所有)<br>直接50.0<br>間接25.0                    | CMS取引         | CMS取引<br>支払利息<br>(注1) | 9,004<br>27         | 預り金       | 8,971               |
| 子会社  | 前田道路(株)   | 19,350       | (所有)<br>直接51.3<br>間接 0.0                    | 配当金受取         | 受取配当金<br>(注2)         | 15,344              | —         | —                   |
| 関連会社 | 光が丘興産(株)  | 1,054        | (所有)<br>直接17.6<br>間接 6.2<br>(被所有)<br>直接12.8 | 工事資材<br>の購入   | 工事資材の購入<br>(注3)       | 33,800              | 工事<br>未払金 | 4,865               |

(注1) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)取引は、グループ企業の資金を一元管理するものです。  
取引金額については、期中における平均残高を記載しています。利率は市場金利を勘案して合理的に決定  
しています。

(注2) 当事業年度において前田道路株式会社が2020年4月14日に開催した臨時株主総会で承認可決された1  
株当たり650円の特別配当が含まれています。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し決定しています。



## X. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,204円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 187円33銭   |

(注)株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（従業員持株会処分型）及び株式給付信託（ＢＢＴ）に残存する自社の株式は1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において株式給付信託（従業員持株会処分型）は92千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において株式給付信託（従業員持株会処分型）は281千株であり、株式給付信託（ＢＢＴ）は657千株です。

## XI. その他の注記

### 1. 金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鈴木 理 印   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鮎谷 健 洋 印 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鈴木 理 印  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鮎谷 健洋 印 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社、前田道路株式会社及び株式会社前田製作所は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及びその運用の状況を監視し、検証しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田建設工業株式会社監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常勤社外監査役   | 伊 藤 雅 規 印 |
| 常 勤 監 査 役 | 大 嶋 義 隆 印 |
| 常 勤 監 査 役 | 小笠原 四 郎 印 |
| 社 外 監 査 役 | 佐 藤 元 宏 印 |
| 社 外 監 査 役 | 篠 連 印     |

以 上

(別紙3)

# 前田道路株式会社

## 計算書類等

第96期

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)



# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症対策長期化の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

道路業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から民間工事は減少しましたが、官庁工事が堅調に推移しました。

このような情勢のもと当社グループは、工事部門では官庁発注工事と民間小型工事の受注に注力し、製品部門においては環境配慮型の設備投資の継続により販売数量の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は2,391億6百万円（前年同期比0.1%増）、売上高は2,346億1千2百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

経常利益は、210億7千8百万円（前年同期比6.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては167億5千万円（前年同期比11.0%減）となりました。

(単位：百万円)

|                                              | 当社グループ  |          | 当 社     |          |
|----------------------------------------------|---------|----------|---------|----------|
| 売 上 高                                        | 234,612 | (1.3%減)  | 215,743 | (1.8%減)  |
| 経 常 利 益                                      | 21,078  | (6.0%増)  | 20,059  | (16.9%増) |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益 / 当 期 純 利 益 | 16,750  | (11.0%減) | 16,907  | (3.6%減)  |

(注) ( ) 内は前年同期比です。

グループの建設事業、製造・販売事業において、当社は受注・売上・製造・販売でその大半を占めており、当期における当社の主要な事業の状況は次のとおりです。

#### ① 工事部門

受注工事高は1,578億2千3百万円（前年同期比0.6%増）、完成工事高は1,526億6千5百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりです。

#### 主要受注工事

| 発注者         | 工事名                                 | 工事場所    |
|-------------|-------------------------------------|---------|
| 防衛省         | 旭川外（２）消防車庫新設等土木工事                   | 北海道     |
| 国土交通省       | 大熊地区外舗装修繕工事                         | 福島県     |
| 東京港埠頭株式会社   | 令和2年度大井コンテナ埠頭第6・7パースヤード護岸部及びその他補修工事 | 東京都     |
| 中日本高速道路株式会社 | 北陸自動車道 福井管内舗装補修工事（2020年度）           | 福井県・石川県 |
| 住友重機械工業株式会社 | 住友建機販売株式会社 福岡支店 解体撤去工事 及び外構工事       | 福岡県     |

#### 主要完成工事

| 発注者             | 工事名                                    | 工事場所    |
|-----------------|----------------------------------------|---------|
| 国土交通省           | 根田茂地区舗装工事                              | 岩手県     |
| 国立大学法人東京大学      | 東京大学（本郷）理学部三角広場改修工事                    | 東京都     |
| 愛知道路コンセッション株式会社 | 舗装修繕(南2020-1号)工事                       | 愛知県     |
| 中日本高速道路株式会社     | 名神高速道路（上り線） 関ヶ原IC～八日市IC間舗装補修工事（2019年度） | 岐阜県・滋賀県 |
| 国土交通省           | 令和2年度国道9号大田地区舗装修繕第2工事                  | 島根県     |

#### ② 製品部門

アスファルト合材及びその他製品売上高は630億7千8百万円（前年同期比2.0%減）となりました。

当期の当社の受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

（単位：百万円）

| 区 分              |         | 前期繰越高  | 当期受注高   | 当期売上高   | 次期繰越高  |
|------------------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 工<br>事<br>部<br>門 | 舗 装 工 事 | 44,831 | 129,960 | 129,295 | 45,496 |
|                  | 土 木 工 事 | 6,086  | 27,863  | 23,369  | 10,580 |
|                  | 計       | 50,918 | 157,823 | 152,665 | 56,076 |
|                  | 製 品 部 門 | －      | 63,078  | 63,078  | －      |
| 合 計              |         | 50,918 | 220,901 | 215,743 | 56,076 |

また本年2月24日には、グループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所の3社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました（本基本合意書についての詳細は、2021年2月24日リリースの「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」をご覧ください）。

## (2) 財産及び損益の状況

過去３年間と当連結会計年度の営業成績及び財産の状況は次のとおりです。

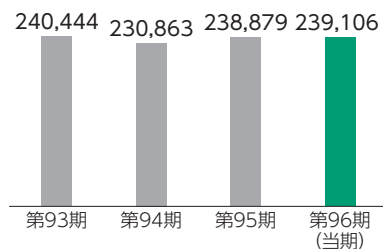
### ① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

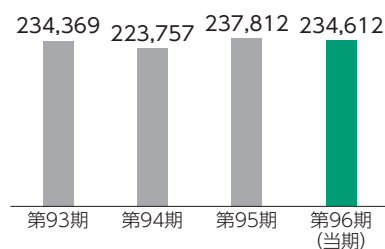
| 区 分                     | 第 93 期<br>2018年３月期 | 第 94 期<br>2019年３月期 | 第 95 期<br>2020年３月期 | 第 96 期<br>2021年３月期 |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 受 注 高                   | 240,444            | 230,863            | 238,879            | 239,106            |
| 売 上 高                   | 234,369            | 223,757            | 237,812            | 234,612            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 9,201              | 11,482             | 18,826             | 16,750             |
| １株当たり当期純利益<br>(円.銭)     | 106.62             | 133.00             | 223.02             | 203.23             |
| 総 資 産                   | 286,997            | 290,007            | 264,080            | 222,930            |
| 純 資 産                   | 201,977            | 207,749            | 206,889            | 163,560            |

(注)「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年２月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年３月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

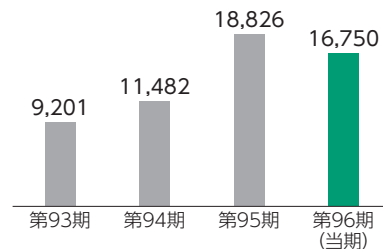
#### 受注高 (百万円)



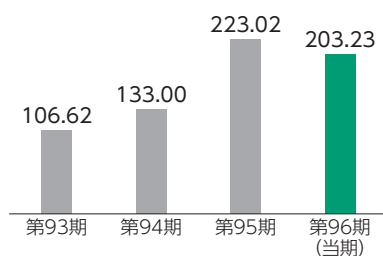
#### 売上高 (百万円)



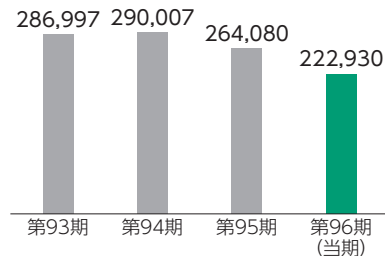
#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



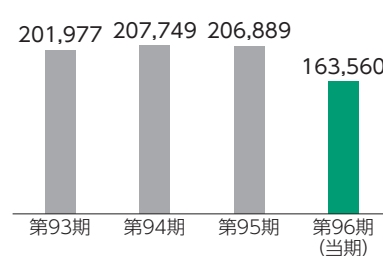
#### １株当たり当期純利益 (円)



#### 総資産 (百万円)



#### 純資産 (百万円)



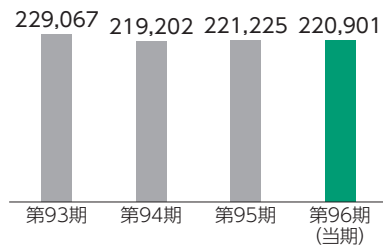
## ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

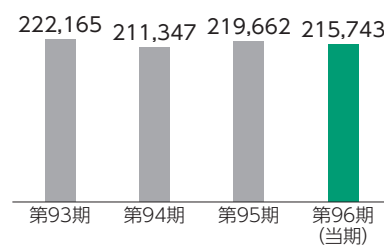
| 区 分                 | 第 93 期<br>2018年3月期 | 第 94 期<br>2019年3月期 | 第 95 期<br>2020年3月期 | 第 96 期<br>2021年3月期 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 受 注 高               | 229,067            | 219,202            | 221,225            | 220,901            |
| 売 上 高               | 222,165            | 211,347            | 219,662            | 215,743            |
| 当 期 純 利 益           | 8,818              | 11,066             | 17,532             | 16,907             |
| 1 株当たり当期純利益<br>(円銭) | 102.03             | 128.05             | 207.69             | 205.14             |
| 総 資 産               | 280,549            | 282,006            | 253,338            | 211,074            |
| 純 資 産               | 198,281            | 203,259            | 201,352            | 157,205            |

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

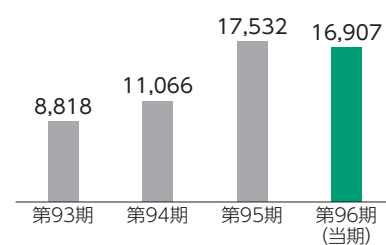
### 受注高 (百万円)



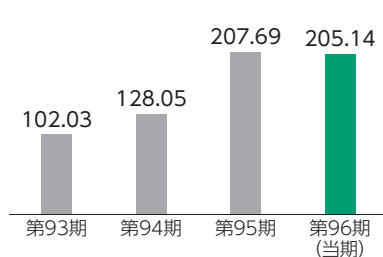
### 売上高 (百万円)



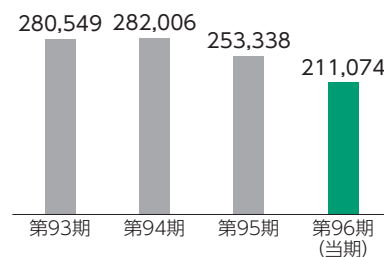
### 当期純利益 (百万円)



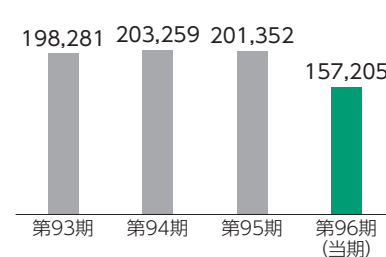
### 1 株当たり当期純利益 (円)



### 総資産 (百万円)



### 純資産 (百万円)



### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は約112億円です。  
そのうち当社の当期に完成した主なものは次のとおりです。

東 京 支 店：木更津合材工場設備更新  
中 部 支 店：沼津営業所事務所新設  
中 部 支 店：沼津営業所用地購入  
中 部 支 店：静岡合材工場設備更新  
中 部 支 店：名古屋合材工場設備・破碎工場設備更新  
中 部 支 店：西名古屋合材工場事務所・工場設備更新  
九 州 支 店：福岡営業所事務所・宿舍更新  
本 店：久地寮リノベーション

### (4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

### (5) 対処すべき課題

来期につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による経済活動の停滞が世界規模で影響を及ぼしていることから、厳しい状況が続くものと予想されます。

道路業界におきましては、公共投資は底堅く推移すると思われますが、民間設備投資の動向が予断を許さず、また原油価格に連動した原材料価格の上昇が想定されることから、経営環境の厳しさが増すものと思われます。

当社グループといたしましては、①体質改善、②生産性改革、③新たな収益基盤の確立、の3つを重点施策とし、引き続き工事部門と製品部門を軸として地域密着型の事業展開に取り組んでまいります。工事部門においては中核となる都市部を中心に経営資源の配分を行い、確実に受注を確保するとともに、働き方改革やi-Constructionのさらなる推進、包括的民間委託業務などの新領域に注力してまいります。製品部門においては、環境に配慮した設備の増強や効率化に取り組み、製品販売数量の確保及び循環型事業の採算性確保に努めてまいります。

また、当社、前田建設工業株式会社、株式会社前田製作所の3社による共同持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することを一番の課題として捉え、今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に3社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源のさらなる強化をグループ全体として進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は前田建設工業株式会社で、同社は当社株式を42,271,300株（議決権比率51.33%）を所有しております。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資本金   | 当 社 の<br>出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                   |
|---------------------|-------|---------------|-------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 二 チ ュ ウ     | 90百万円 | 84.6%         | 土木建築工事の諸機械器具の製作及び販売                             |
| 株 式 会 社 富 士 土 木     | 80百万円 | 100.0%        | 舗装、土木及びこれらに関する事業<br>アスファルト合材、その他建設資材の製造販売に関する事業 |
| 宮 田 建 設 株 式 会 社     | 88百万円 | 100.0%        | 土木工事、建築工事、その他工事                                 |
| 砂 町 ア ス コ ン 株 式 会 社 | 40百万円 | 100.0%        | アスファルト合材の製造及び販売に関する事業                           |

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、次のとおりです。

| 主 要 事 業       | 主 要 内 容                                  |
|---------------|------------------------------------------|
| 建 設 事 業       | 舗装、土木及びこれらに関する事業                         |
| 製 造 ・ 販 売 事 業 | アスファルト合材、アスファルト乳剤等の製造及び販売に関する事業          |
| そ の 他 の 事 業   | 建設用機械・事務用機器等のリース業務、保険代理業務、コンサルタント等に関する事業 |

(8) 主要な営業所等

① 当社

|   |                    |
|---|--------------------|
| 本 | 店：東京都品川区大崎1丁目11番3号 |
| 支 | 店：北海道支店（札幌市中央区）    |
|   | 東北支店（仙台市青葉区）       |
|   | 北関東支店（さいたま市大宮区）    |
|   | 東京支店（東京都港区）        |
|   | 西関東支店（横浜市中区）       |
|   | 中部支店（名古屋市中区）       |
|   | 関西支店（大阪市中央区）       |
|   | 中国支店（広島市中区）        |
|   | 九州支店（福岡市博多区）       |
|   | 北陸支店（新潟市中央区）       |
|   | 四国支店（香川県高松市）       |

技術研究所：（茨城県土浦市）

② 子会社

|            |          |
|------------|----------|
| 株式会社ニチュウ   | （東京都江東区） |
| 株式会社富士土木   | （東京都府中市） |
| 宮田建設株式会社   | （広島県庄原市） |
| 砂町アスコン株式会社 | （東京都江東区） |

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 2,554 名 | (減) 3 名     |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数         | 前期末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------------|---------|--------|--------|
| 男性 1,842 名   | (増) 3 名 | 41.1 歳 | 16.7 年 |
| 女性 459       | (増) 3   | 39.6   | 9.8    |
| 計または平均 2,301 | (増) 6   | 40.8   | 15.3   |

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数193,000,000株
- (2) 発行済株式の総数89,159,453株
- (3) 当事業年度末の株主数13,234名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                                              | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 前田建設工業株式会社                                                                                       | 422,713 百株 | 51.3 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                         | 29,195     | 3.5    |
| 前田道路社員持株会                                                                                        | 19,937     | 2.4    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 18,534     | 2.2    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                                              | 14,590     | 1.8    |
| 前田道路株式協力会                                                                                        | 10,717     | 1.3    |
| ノーザン・トラスト・カンパニー・エイブイエフシー・リユーエス・タックス・エグゼンプテド・ペンション・ファンズ                                           | 10,246     | 1.2    |
| バンク・オブ・ニューヨーク・シー・エム・クライアント・アカウント・ジェイビー・アール・ディ・アイ・エス・ジー・イー・イー・イー                                  | 7,097      | 0.9    |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・レギュラー・アカウント                                                                | 6,373      | 0.8    |
| 野村證券株式会社                                                                                         | 6,331      | 0.8    |

- (注) 1. 当社は自己株式 6,740,228株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位     | 氏 名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|---------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長   | ※福田 幸二郎    |                                                                   |
| 代表取締役社長 | ※今泉 保彦     |                                                                   |
| 代表取締役   | 武川 秀也      | 専務執行役員 安全環境品質管掌、工事業本部部長                                           |
| 取締役     | 西川 博隆      | 専務執行役員 内部統制管掌、営業本部部長                                              |
| 取締役     | 南雲 政司      | 執行役員 技術研究所管掌、技術部門担当、機材部担当、経営企画部長                                  |
| 取締役     | 大西 國雄      | 執行役員 製品事業本部部長                                                     |
| 取締役     | 渡邊 顯 弁 護 士 | 株式会社KADOKAWA社外監査役<br>アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役<br>株式会社レオパレス21社外取締役 |
| 取締役     | ※森 谷 浩 一   | 株式会社廣済堂社外取締役                                                      |
| 取締役     | ※大堀 龍 介    | 一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事                                            |
| 取締役     | ※川 口 充 功   | 株式会社きんでん非常勤顧問                                                     |
| 常勤監査役   | 天 野 善 彦    |                                                                   |
| 常勤監査役   | 大 場 民 夫    |                                                                   |
| 監 査 役   | ※橋 本 圭一郎   | 公益社団法人経済同友会専務理事<br>株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外監査役<br>株式会社ファンケル社外取締役 |
| 監 査 役   | ※大田原 吉 隆   | 公認会計士 ジャパン・リニューアル・エナジー株式会社社外監査役                                   |
| 監 査 役   | ※中 野 由紀子   | 弁 護 士 半蔵門法律事務所                                                    |



- (注) 1. 取締役渡邊 顯、森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役渡邊 顯氏は、株式会社K A D O K A W Aの社外監査役及びアジアパイルホールディングス株式会社の非常勤取締役、株式会社レオパレス21の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社の間には特別の関係はありません。
3. 監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏並びに監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役大田原吉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって取締役今枝良三、藤井薫、横溝高至、梶木壽、岩崎明の各氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、監査役北村信彦、室井優、田中信義の各氏は辞任により退任いたしました。
8. ※の取締役及び監査役は2020年6月25日開催の第95期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
9. 2021年3月31日をもって、代表取締役会長の福田幸二郎氏は辞任により退任いたしました。
10. 2021年4月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

| 地 位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |        |                       |
|----------|---------|--------------|--------|-----------------------|
| 取締役会長    | 西 川 博 隆 |              |        |                       |
| 代表取締役副社長 | 武 川 秀 也 | 執行役員副社長      | 安全担当   |                       |
| 取 締 役    | 南 雲 政 司 | 常務執行役員       | 経営企画担当 | C S R ・ 環境担当 情報システム担当 |
| 取 締 役    | 大 西 國 雄 | 常務執行役員       | 東京支店長  |                       |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 304<br>(38)         | 292<br>(38)     | 0<br>(―)    | 12<br>(―)  | 15<br>(7)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 57<br>(21)          | 55<br>(21)      | ―           | 1          | 8<br>(6)              |

- (注) 1. 上記の「報酬等の種類別の総額」のうち「非金銭報酬」の内容は、社宅負担分です。
2. 上記には、2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した8名（取締役5名、監査役3名）及び2021年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の額は、2013年6月27日開催の第88期定時株主総会において、年額430百万円以内と決議されております。第88期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
3. 監査役の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。第95期定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、持続的な成長に向けた安定した経営を行うための報酬とするため、弁護士等外部専門家等の助言を得たうえで検討し、2021年3月15日開催の取締役会にて決定方針を決議いたしました。

#### イ) 決定方針の内容の概要

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、安定した経営とともに持続的な成長を実現する観点から、役位に応じた貢献度を勘案し経営及び業務執行を担う対価として報酬等を支給することとしています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬として毎月支給する基本報酬と毎年一定の時期に支給する賞与により構成し、社外取締役については独立性の観点から基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じて決定される金額を基準としています。賞与につきましては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各期の業績、貢献度など総合的に勘案した金銭報酬としています。

業務執行取締役の種類別（基本報酬、賞与）の報酬割合並びに取締役の報酬等の総支給額及び個人別報酬について、各取締役の経営・管理能力や経歴等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容を指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

#### ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性の確保されている指名・報酬諮問委員会が会社原案について決定方針との整合性を含めた多角的かつ客観的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨答申しておりますが、取締役会としてもそうした検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役を被保険者として保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金並びに弁護士費用等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

| 請求の形態         |                             | 損害賠償         | 支払われる保険金 |               |
|---------------|-----------------------------|--------------|----------|---------------|
|               |                             | 請求権者         | 責任なし     | 責任あり          |
| 役員等に対する損害賠償請求 | 会社による請求<br>※免責事由の場合には補償されない | 会社           | 争訟費用     | 損害賠償金<br>争訟費用 |
|               | 株主代表訴訟                      | 会社（訴訟の原告は株主） | 争訟費用     | 損害賠償金<br>争訟費用 |
| 上記以外の請求       |                             | 取引先、株主等      | 争訟費用     | 損害賠償金<br>争訟費用 |

(5) 社外役員に関する事項

ア) 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

【ご参考】社外役員の独立性基準の考え方

下記の項目に該当しないものとしています。

- 1. 当社及び当社の子会社の業務執行者またはその就任の前10年において業務執行者であった者
- 2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上を保有する者）またはその業務執行者並びに最近5年間にいてそうであった者
- 3. 当社を主要な取引先とする者（その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けている者）の業務執行者
- 4. 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の年間総売上高の2%以上の支払を行っている者）の業務執行者
- 5. 当社から一定額（年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付を受けている組織の業務執行者
- 6. 当社から取締役の派遣を受けている会社の業務執行者
- 7. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の関係者または最近3年間にいてそうであった者
- 8. 7に該当せず当社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- 9. 7に該当せず、法律事務所等の専門的アドバイザー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（そのファームの連結売上高の2%以上の支払を受けた）の関係者
- 10. 上記に掲げる者（重要でない者を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族）

## イ) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 渡 邊 顯   | 社外取締役 | 当期開催の取締役会14回のうち14回すべてに出席し、法律家としての豊富な知識と他社社外役員としての経験に基づき取締役会及び指名・報酬諮問委員会にて適宜発言を行い、議論を深めることに大いに貢献いたしました。ガバナンスにおける監視役としての役割を果たしています。                                                                     |
| 森 谷 浩 一 | 社外取締役 | 社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を積極的に行っております。中長期的な企業価値向上に向けた助言をいただいております。                                                                                                  |
| 大 堀 龍 介 | 社外取締役 | 社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、主に投資家との対話という観点から必要に応じて、経営上有用な発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員として、当社の企業価値向上に資するかなど諮問事項の検討を行ううえで重要な役割を果たしました。                                                                 |
| 川 口 充 功 | 社外取締役 | 社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席し、豊富な企業経営経験に基づき、適宜経営に必要な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。                                                                                                                            |
| 橋 本 圭一郎 | 社外監査役 | 社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験から必要に応じて経営に資する発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員会委員長として、当社の企業価値の向上に資するかなど諮問事項の検討を行い、審議を主導いたしました。                                 |
| 大田原 吉 隆 | 社外監査役 | 社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行いました。指名・報酬諮問委員会では取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。                                 |
| 中 野 由紀子 | 社外監査役 | 社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行っております。また弁護士として、業務執行の監督機能強化に対し専門家の視点から助言をいただいております。また当社の独占禁止法違反危機管理委員会の委員としても法律家としての助言をいただいております。 |

(注) 出席回数には、ウェブ等による出席回数も含めております。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 53百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は会計監査人の職務遂行状況等を総合的に勘案し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合に当該会計監査人の解任又は不再任を検討いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

### (1) 当社の取締役の職務に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、文書取扱規則により定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。
- 2) 文書の保存期間及び保管場所は、文書取扱規則に定めるところによる。  
取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本店において閲覧が可能である方法で保管する。

## (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、想定される危機に関する統括責任者として危機管理責任者を選任する。  
全社的な危機に関しては、内部統制部が検討及び見直しを行い、危機管理責任者に報告する。  
個別事業に係わる危機については、それぞれの担当部署が検討及び見直しを行い、新たに生じた危機については、速やかに担当取締役へ報告する。  
取締役が重大な危機と判断した場合は、危機管理責任者に報告する。
- 2) 危機管理に関する事項は、内部統制部が取りまとめ、定期的に取り締役会に報告する。
- 3) 内部統制部は、各部署の日常的な危機管理状況を監査し、定期的に危機管理責任者に報告する。

## (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限委譲を含めた効率的な達成の方法を各担当取締役が定める。
- 2) 取締役会は、定期的にその結果を検討し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

## (4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理綱領を定める。その徹底を図るため、内部統制部はコンプライアンス研修等を行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- 2) 危機管理責任者は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各部門長は責任者として、自部門のリスクを分析し、規則の制定及び改定、研修の実施、手順書の作成・配布等を行うものとする。
- 3) 当社は、内部通報制度を整備して取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに内部統制部に通報する。通報を受けた内部統制部はその内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。
- 4) 内部統制部は、監査役と連携の上、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

## (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社及び関連会社の事業に関して責任を負う関係会社担当取締役を任命し、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を与える。
- 2) 当社は、子会社に対して、経営成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的な報告をすることを義務付ける。
- 3) 当社は、各子会社内に損失の危険に対する危機管理責任者を任命する。  
各子会社において想定される危機に関しては、各社の危機管理責任者が定期的に検討及び見直しを行い、内部統制部に報告することを義務付ける。内部統制部は各子会社の危機管理を取りまとめ、定期的に取り締役会に報告する。



子会社の危機管理責任者が重大な危機と判断した場合は、速やかに関係会社担当取締役及び内部統制部に報告することを義務付ける。

- 4) 当社の関係会社担当取締役は、子会社及び関連会社の取締役、監査役と情報交換を行い、各社のコンプライアンス及び取締役等の執行上の課題の把握に努める。
- 5) 当社は、子会社に内部通報制度を整備させ、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当社の監査役又は内部統制部に通報させるものとする。内部統制部は、その内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を当該子会社と協議の上決定し、当該子会社に再発防止策を実施させる。特に、当社の取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。

#### **(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務執行を補助する使用人を内部統制部内に配置する。配置する場合の具体的内容については、監査役との協議に基づき決定する。

#### **(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の業務を補助する使用人は、監査役の指示に従うものとし、取締役の指揮命令を受けない。また、その人事については監査役会の同意を必要とする。

#### **(8) 当社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制**

- 1) 取締役及び使用人は、次に定める事実を知った時には、速やかに監査役会又は監査役に報告する。
  - ① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ② 危機管理に関する重要な事実
  - ③ 重大な法令・定款違反に関する事実
  - ④ その他コンプライアンス上重要な事実
- 2) 内部統制部は、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
  - ① 内部通報の内容
  - ② 内部監査の実施状況及び結果
- 3) 内部統制部は、次に定める状況を定期的に監査役会又は監査役に報告する。
  - ① 危機管理の状況
  - ② コンプライアンス研修の実施状況

## **(9) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

- 1) 子会社の内部通報制度は、当社の監査役又は内部統制部に通報ができるよう定めるものとする。  
内部統制部は、子会社から通報を受けた時には速やかに監査役に報告する。
- 2) 当社の関係会社担当取締役は、子会社に関する次に定める事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
  - ① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ② 重大な法令違反に関する事実
  - ③ 危機管理に関する重要な事実
  - ④ その他コンプライアンス上重要な事実

## **(10) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

当社及び子会社は、内部通報をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、その旨を内部通報に関する規程に明記した上で、当社及び子会社の役職員に周知する。

## **(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の手続き及び処理に係わる事項**

当社は、監査役よりその職務の執行費用等の請求を受けた時は、総務部において審議の上、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに費用等を処理する。

## **(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

### 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置づけ、反社会的勢力との関係遮断に向け社内の体制を下記のとおり整備し活動する。

- (1) 対応部署を総務部とする。
- (2) 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
- (3) 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
- (4) 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。



## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの適切な運用に努めております。

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

### (1) 当社のコンプライアンスに関する取り組み

- 1) 法令及び社会規範を遵守した行動をとるために倫理綱領を定め、社内イントラ上に掲示し、全役職員が容易にアクセスできるようになっております。
- 2) 役員及び支店長並びに本店の部門長を対象として、外部の専門家を招いての研修を2回実施しております。社員を対象として、集合研修及び支店で開催される会議においてのコンプライアンス教育等を定期的を実施し、その状況を取締役会に報告しております。
- 3) 内部通報制度を全役職員に周知し、情報の確保に努めるとともに、内部通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しております。
- 4) 独占禁止法違反に関する再発防止のため、独禁法違反危機管理委員会を開催し、遵守事項の履行状況を定期的に確認するとともに、幹部社員及び営業担当者等に対する独禁法遵守研修を開催しております。

### (2) 当社の想定される損失の危険に係わる管理体制の強化

- 1) リスクの抽出及び評価を定期的の実施しており、リスクへの対応として、担当部署が適切な低減、回避、移転等の措置を実施し、内部統制部に報告をしております。
- 2) 内部統制部は全支店を対象として定期的な内部監査を実施し、取締役会に報告をしております。

### (3) 当社の業務の執行が効率的及び適正に行われることの確保

取締役会を毎月開催し、重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況を報告しております。

### (4) 当社グループにおける業務の適正の確保

- 1) 当社は、子会社及び関連会社担当の取締役を任命しております。子会社及び関連会社が参加する会議を開催し、各社の社長を危機管理責任者に任命するとともに、当社グループにおける内部統制システムの概要説明並びにコンプライアンスを重視した経営を指示しております。
- 2) 子会社は、毎月、経営成績及び財務状況を当社経理部に報告しております。
- 3) 子会社は、適切にリスクの抽出及び評価を実施し、当社内部統制部に報告しております。
- 4) 子会社は、適切に内部通報制度を運用しております。

## (5) 当社の監査役の監査体制

- 1) 内部統制部は監査役と定期的に打ち合せを実施して、監査役に対し、リスク管理の状況、内部通報の有無・内容並びに会計監査人監査及び内部監査の状況等を報告しております。
- 2) 常勤監査役は全ての取締役会及び執行役員会に、社外監査役は全ての取締役会に出席して、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

以上のご報告は、次により記載いたしました。

百万円単位の金額は単位未満を切り捨て、百株単位の株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年 3月31日現在)

| 科 目               | 金 額     |
|-------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |         |
| 流 動 資 産           | 101,635 |
| 現 金 預 金           | 45,523  |
| 受取手形・完成工事未収入金等    | 46,849  |
| 有 価 証 券           | 30      |
| 未 成 工 事 支 出 金 等   | 7,754   |
| そ の 他             | 1,564   |
| 貸 倒 引 当 金         | △86     |
| 固 定 資 産           | 121,295 |
| 有 形 固 定 資 産       | 91,079  |
| 建 物 ・ 構 築 物       | 18,177  |
| 機 械 ・ 運 搬 具       | 14,569  |
| 土 地               | 56,203  |
| 建 設 仮 勘 定         | 306     |
| そ の 他             | 1,822   |
| 無 形 固 定 資 産       | 907     |
| 借 地 権             | 173     |
| 電 話 加 入 権         | 87      |
| そ の 他             | 646     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 29,307  |
| 投 資 有 価 証 券       | 19,399  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 8,124   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 364     |
| そ の 他             | 1,419   |
| 資 産 合 計           | 222,930 |

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 負 債                 | 51,691  |
| 支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等   | 28,102  |
| 未 払 法 人 税 等             | 4,554   |
| 未 成 工 事 受 入 金           | 4,767   |
| 賞 与 引 当 金               | 3,443   |
| 役 員 賞 与 引 当 金           | 78      |
| 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 90      |
| 工 事 損 失 引 当 金           | 192     |
| そ の 他                   | 10,462  |
| 固 定 負 債                 | 7,678   |
| 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 4,489   |
| 独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 | 64      |
| 繰 延 税 金 負 債             | 2,874   |
| そ の 他                   | 251     |
| 負 債 合 計                 | 59,370  |
| (純 資 産 の 部)             |         |
| 株 主 資 本                 | 158,402 |
| 資 本 金                   | 19,350  |
| 資 本 剰 余 金               | 23,273  |
| 利 益 剰 余 金               | 125,821 |
| 自 己 株 式                 | △10,043 |
| その他の包括利益累計額             | 3,776   |
| その他有価証券評価差額金            | 5,470   |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △161    |
| 退職給付に係る調整累計額            | △1,532  |
| 非 支 配 株 主 持 分           | 1,381   |
| 純 資 産 合 計               | 163,560 |
| 負 債 純 資 産 合 計           | 222,930 |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金     | 額       |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 234,612 |
| 売 上 原 価               |       | 201,319 |
| 売 上 総 利 益             |       | 33,292  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 12,554  |
| 営 業 利 益               |       | 20,738  |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 3     |         |
| 受 取 配 当 金             | 545   |         |
| 為 替 差 益               | 23    |         |
| そ の 他                 | 143   | 715     |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 手 数 料             | 242   |         |
| そ の 他                 | 133   | 375     |
| 経 常 利 益               |       | 21,078  |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 200   |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 3,551 |         |
| そ の 他                 | 66    | 3,818   |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 598   |         |
| 減 損 損 失               | 114   |         |
| そ の 他                 | 78    | 791     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 24,104  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,316 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △117  | 7,198   |
| 当 期 純 利 益             |       | 16,906  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |       | 156     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |       | 16,750  |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                     | 株 主 資 本 |        |         |         |         |
|-------------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                                     | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高                           | 19,350  | 23,273 | 170,886 | △10,041 | 203,469 |
| 当 期 変 動 額                           |         |        |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                         |         |        | △61,815 |         | △61,815 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益        |         |        | 16,750  |         | 16,750  |
| 自 己 株 式 の 取 得                       |         |        |         | △1      | △1      |
| 自 己 株 式 の 処 分                       |         | 0      |         | 0       | 0       |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) |         |        |         |         | －       |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | －       | 0      | △45,065 | △1      | △45,066 |
| 当 期 末 残 高                           | 19,350  | 23,273 | 125,821 | △10,043 | 158,402 |

(単位：百万円)

|                                     | その他の包括利益累計額          |                    |                      |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------------------|----------------------|--------------------|----------------------|-------------------|---------|---------|
|                                     | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |         |
| 当 期 首 残 高                           | 4,678                | △129               | △2,718               | 1,830             | 1,590   | 206,889 |
| 当 期 変 動 額                           |                      |                    |                      |                   |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                         |                      |                    |                      | －                 |         | △61,815 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益        |                      |                    |                      | －                 |         | 16,750  |
| 自 己 株 式 の 取 得                       |                      |                    |                      | －                 |         | △1      |
| 自 己 株 式 の 処 分                       |                      |                    |                      | －                 |         | 0       |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 791                  | △32                | 1,186                | 1,945             | △208    | 1,737   |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | 791                  | △32                | 1,186                | 1,945             | △208    | △43,329 |
| 当 期 末 残 高                           | 5,470                | △161               | △1,532               | 3,776             | 1,381   | 163,560 |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

(株)ニチュウ、(株)富士土木、宮田建設(株)、砂町アスコン(株)

なお、(株)エコセンター大阪は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

勝山建設工業(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

なし

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

勝山建設工業(株)

(関連会社)

なし

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 未成工事支出金

原価法（個別法）

ロ 材料貯蔵品及び製品貯蔵品

原価法（最終仕入原価法）

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外子会社は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物・構築物 | 5～60年 |
| 機械・運搬具 | 2～15年 |
| その他    | 2～22年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は5年です。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 完成工事補償引当金  
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
  - ⑤ 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
  - ⑥ 独占禁止法関連損失引当金  
独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日であります。従って連結計算書類の作成にあたっては、子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
  - ② 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
    - イ 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
    - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。  
過去勤務費用については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
  - ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。在外子会社は工事進行基準によっております。
  - ④ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。
  - ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは、主に5年間で均等償却しております。



- ⑥ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を独立した企業体とみなして持分相当額を連結計算書類に取り込む方式（独立会計方式）によっております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

#### 【表示方法の変更】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

#### 【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

- (1) 当連結会計年度における計上額

当グループは、当連結会計年度において、工事進行基準に基づく完成工事高を49,174百万円計上しております。

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当グループの完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事に対して工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法による）を適用しております。

工事進行基準の適用において主要な見積りである工事原価総額は、工事契約に係る実行予算を作成することにより見積りを行っております。建設工事は工程の進捗に伴って設計・仕様・工法等の変更、顧客や協力会社との協議の進捗を含む、様々な状況変化が生じるという特性があります。そのため、そのような状況を適時・適切に工事原価総額の見積りに反映するために見積りと実績を対比することにより、見積りの見直しを行っております。

今後、将来の不確実な状況変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する完成工事高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 【連結貸借対照表に関する注記】

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 108,577百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高      | 8,950百万円   |

#### 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|---|---|---|---|------------|
| 普通株式(株) | 89,159,453 |   | — |   | — | 89,159,453 |

## 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|-----|-----|-----------|
| 普通株式(株) | 6,739,344 | 974 | 90  | 6,740,228 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

974株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による売渡しによる減少

90株

## 3. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------------|-----------------------|------------|------------|
| 2020年4月14日<br>臨時株主総会 | 普通株式  | 53,573               | 650                   | 2020年3月6日  | 2020年5月12日 |
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 8,242                | 100                   | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------------|---------------------|------------|------------|
| 2021年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 5,769                | 70                  | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については、余資運用の内規に基づき、安全性の高い金融資産による短期的な運用を行っております。資金調達（設備投資に必要な資金及び短期的な運転資金）については、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等金融機関からの借入を行うこともあります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に公社債等の満期保有目的の債券や、公社債投資信託及び合同運用指定金銭信託で、投資有価証券は、政策保有の株式及び社債等であり、発行会社の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はすべて1年以内の支払期日であり、為替変動リスク等はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従って、各事業所の経理担当者及び営業担当者が中心となり、個別の営業債権の回収状況と残高の管理を日常的に実施しており、定期的に更新された取引先の情報を各事業所担当者が共有し、状況の変化に対し早期に対応できる体制を整備することにより、貸倒れによる損失の軽減に努めております。また、回収懸念の兆候が表れた営業債権を抽出し、各事業所から支店及び本店管理部門に対し状況報告義務を課すなど、管理強化を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

満期保有目的の有価証券等は、余資運用の内規に基づき投資適格のもので、かつ、償還期間が短期のものを主に購入しているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式等は、購入に際し取引上のメリット、財務状況や将来性等を考慮しており、また、市場価格や財務状況は定期的に確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

|                                 | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|---------------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金預金                        | 45,523              | 45,523       | —            |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金等<br>貸倒引当金(*1) | 46,849<br>△72       |              |              |
|                                 | 46,777              | 46,777       | —            |
| (3) 有価証券及び投資有価証券                |                     |              |              |
| ① 満期保有目的の債券                     | 30                  | 28           | △1           |
| ② その他有価証券                       | 18,220              | 18,220       | —            |
| 資産計                             | 110,551             | 110,550      | △1           |
| (1) 支払手形・工事未払金等                 | 28,102              | 28,102       | —            |
| 負債計                             | 28,102              | 28,102       | —            |

(\*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、及び(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|----------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの  | —                   | —            | —            |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 30                  | 28           | △1           |
| 合計                   | 30                  | 28           | △1           |

② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は6,586百万円であり、売却益の合計額は3,551百万円、売却損の合計額は41百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

|                        | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------------------|---------------------|---------------|--------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                     |               |              |
| 株式                     | 17,925              | 9,915         | 8,010        |
| その他                    | 11                  | 7             | 3            |
| 小計                     | 17,937              | 9,922         | 8,014        |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                     |               |              |
| 株式                     | 283                 | 410           | △127         |
| その他                    | —                   | —             | —            |
| 小計                     | 283                 | 410           | △127         |
| 合計                     | 18,220              | 10,333        | 7,886        |

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,178百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) ②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|---------------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金預金                      | 45,523        | —                | —                 | —             |
| 受取手形・完成工事未収入金等            | 46,777        | —                | —                 | —             |
| 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | 30            | —                | —                 | —             |
| 合計                        | 92,331        | —                | —                 | —             |

【1株当たり情報に関する注記】

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,967円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 203円23銭   |

【追加情報】

共同持株会社設立による経営統合

当社、前田建設工業株式会社(以下「前田建設」という。)及び株式会社前田製作所(以下「前田製作所」といい、当社、前田建設及び前田製作所を総称して「3社」という。)は、共同株式移転(以下「本株式移転」という。)の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」という。)について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお、本件につきましては、2021年6月25日(当社)、2021年6月23日(前田建設)、2021年6月22日(前田製作所)開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

1. 本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

## 2. 本株式移転の要旨

### (1) 本株式移転のスケジュール

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）   | 2021年2月24日（水）     |
| 経営統合に関する基本合意書締結（3社）       | 2021年2月24日（水）     |
| 定時株主総会に係る基準日（3社）          | 2021年3月31日（水）     |
| 経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会（3社） | 2021年5月14日（金）（予定） |
| 経営統合契約書締結及び株式移転計画作成（3社）   | 2021年5月14日（金）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（前田製作所）     | 2021年6月22日（火）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（前田建設）      | 2021年6月23日（水）（予定） |
| 株式移転計画承認定時株主総会（当社）        | 2021年6月25日（金）（予定） |
| 東京証券取引所最終売買日（3社）          | 2021年9月28日（火）（予定） |
| 東京証券取引所上場廃止日（3社）          | 2021年9月29日（水）（予定） |
| 統合予定日（共同持株会社設立登記日）        | 2021年10月1日（金）（予定） |
| 共同持株会社株式上場日               | 2021年10月1日（金）（予定） |

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

### (2) 本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

### (3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

|        | 前田建設 | 当社   | 前田製作所 |
|--------|------|------|-------|
| 株式移転比率 | 1.00 | 2.28 | 0.58  |

（注1）算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

（注2）共同持株会社の単元株式数は100株とします。

（注3）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、前田建設の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、当社の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）及び前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（前田建設：146,223株、当社：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

### (4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| (資 産 の 部)       |         |
| 流 動 資 産         | 89,089  |
| 現金 預 金          | 38,151  |
| 受 取 手 形         | 3,262   |
| 完 成 工 事 未 収 入 金 | 28,798  |
| 売 掛 金           | 10,099  |
| 未 成 工 事 支 出 金   | 6,086   |
| 材 料 貯 蔵 品       | 1,347   |
| そ の 他           | 1,424   |
| 貸 倒 引 当 金       | △81     |
| 固 定 資 産         | 121,985 |
| 有 形 固 定 資 産     | 85,531  |
| 建 物 ・ 構 築 物     | 17,296  |
| 機 械 ・ 運 搬 具     | 14,368  |
| 工 具 器 具 ・ 備 品   | 1,751   |
| 土 地             | 51,833  |
| 建 設 仮 勘 定       | 281     |
| 無 形 固 定 資 産     | 527     |
| 借 地 権           | 157     |
| 電 話 加 入 権       | 80      |
| そ の 他           | 289     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 35,926  |
| 投 資 有 価 証 券     | 14,980  |
| 親 会 社 株 式       | 3,706   |
| 関 係 会 社 株 式     | 5,529   |
| 長 期 貸 付 金       | 2,733   |
| 長 期 前 払 費 用     | 61      |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 643     |
| 投 資 不 動 産       | 364     |
| 前 払 年 金 費 用     | 9,962   |
| そ の 他           | 118     |
| 貸 倒 引 当 金       | △2,175  |
| 資 産 合 計         | 211,074 |

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 負 債                 | 47,063  |
| 工 事 未 払 金               | 16,631  |
| 買 掛 金                   | 7,689   |
| 未 払 金                   | 9,073   |
| 未 払 法 人 税 等             | 3,990   |
| 未 成 工 事 受 入 金           | 4,452   |
| 賞 与 引 当 金               | 3,350   |
| 役 員 賞 与 引 当 金           | 78      |
| 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 90      |
| 工 事 損 失 引 当 金           | 100     |
| そ の 他                   | 1,607   |
| 固 定 負 債                 | 6,804   |
| 退 職 給 付 引 当 金           | 4,012   |
| 独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 | 64      |
| 繰 延 税 金 負 債             | 2,679   |
| そ の 他                   | 48      |
| 負 債 合 計                 | 53,868  |
| (純 資 産 の 部)             |         |
| 株 主 資 本                 | 151,788 |
| 資 本 金                   | 19,350  |
| 資 本 剰 余 金               | 23,006  |
| 資 本 準 備 金               | 23,006  |
| そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0       |
| 利 益 剰 余 金               | 119,662 |
| 利 益 準 備 金               | 3,728   |
| そ の 他 利 益 剰 余 金         | 115,933 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 692     |
| 別 途 積 立 金               | 59,200  |
| 繰 越 利 益 剰 余 金           | 56,041  |
| 自 己 株 式                 | △10,230 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 5,416   |
| その他有価証券評価差額金            | 5,416   |
| 純 資 産 合 計               | 157,205 |
| 負 債 純 資 産 合 計           | 211,074 |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    |  |  |  |  |  | 金 額     |
|------------------------|--|--|--|--|--|---------|
| 売 上 高                  |  |  |  |  |  |         |
| 完 成 工 事 高              |  |  |  |  |  | 152,665 |
| 製 品 売 上 高              |  |  |  |  |  | 63,078  |
| 売 上 原 価                |  |  |  |  |  |         |
| 完 成 工 事 原 価            |  |  |  |  |  | 136,269 |
| 製 品 売 上 原 価            |  |  |  |  |  | 50,729  |
| 売 上 総 利 益              |  |  |  |  |  |         |
| 完 成 工 事 総 利 益          |  |  |  |  |  | 16,395  |
| 製 品 売 上 総 利 益          |  |  |  |  |  | 12,348  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |  |  |  |  |  |         |
| 営 業 外 利 益              |  |  |  |  |  | 11,034  |
| 営 業 外 収 益              |  |  |  |  |  | 17,708  |
| 受 取 利 息                |  |  |  |  |  | 12      |
| 受 取 配 当 金              |  |  |  |  |  | 2,569   |
| そ の 他                  |  |  |  |  |  | 143     |
| 営 業 外 費 用              |  |  |  |  |  |         |
| 支 払 手 数 料              |  |  |  |  |  | 242     |
| そ の 他                  |  |  |  |  |  | 131     |
| 経 常 利 益                |  |  |  |  |  | 20,059  |
| 特 別 利 益                |  |  |  |  |  |         |
| 固 定 資 産 売 却 益          |  |  |  |  |  | 158     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益      |  |  |  |  |  | 3,551   |
| そ の 他                  |  |  |  |  |  | 44      |
| 特 別 損 失                |  |  |  |  |  |         |
| 固 定 資 産 除 売 却 損        |  |  |  |  |  | 573     |
| 減 損 損 失                |  |  |  |  |  | 106     |
| そ の 他                  |  |  |  |  |  | 75      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益        |  |  |  |  |  | 23,058  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  |  |  | 6,230   |
| 法 人 税 等 調 整 額          |  |  |  |  |  | △79     |
| 当 期 純 利 益              |  |  |  |  |  | 16,907  |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本 | 資 本    |                |                |              |                      |           |  |        |  |
|-------------------------|------|--------|----------------|----------------|--------------|----------------------|-----------|--|--------|--|
|                         |      | 資本金    | 資 本 剰 余 金      |                |              | 利 益 剰 余 金            |           |  |        |  |
|                         |      |        | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金                | その他利益剰余金  |  |        |  |
|                         |      |        |                |                |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 |  |        |  |
| 当 期 首 残 高               |      | 19,350 | 23,006         | －              | 23,006       | 3,728                | 704       |  | 59,200 |  |
| 当 期 変 動 額               |      |        |                |                |              |                      |           |  |        |  |
| 剰 余 金 の 配 当             |      |        |                |                | －            |                      |           |  |        |  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |      |        |                |                | －            |                      | △11       |  |        |  |
| 当 期 純 利 益               |      |        |                |                | －            |                      |           |  |        |  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |      |        |                |                | －            |                      |           |  |        |  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |      |        |                | 0              | 0            |                      |           |  |        |  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |      |        |                |                | －            |                      |           |  |        |  |
| 当 期 変 動 額 合 計           |      | －      | －              | 0              | 0            | －                    | △11       |  | －      |  |
| 当 期 末 残 高               |      | 19,350 | 23,006         | 0              | 23,006       | 3,728                | 692       |  | 59,200 |  |

(単位：百万円)

|                                        |         |         |         |         | 株 主 資 本        |              |         |             | 評価・換算差額等                                    |  | 純資産<br>合 計 |
|----------------------------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|--------------|---------|-------------|---------------------------------------------|--|------------|
|                                        |         |         |         |         | 利 益 剰 余 金      |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金<br>評価・換算<br>差額等合計 |  |            |
|                                        |         |         |         |         | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |                                             |  |            |
|                                        |         |         |         |         |                |              |         |             |                                             |  |            |
| 当 期 首 残 高                              | 100,936 | 164,570 | △10,228 | 196,698 | 4,653          | 4,653        | 201,352 |             |                                             |  |            |
| 当 期 変 動 額                              |         |         |         |         |                |              |         |             |                                             |  |            |
| 剰 余 金 の 配 当                            | △61,815 | △61,815 |         | △61,815 |                | －            | △61,815 |             |                                             |  |            |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩                | 11      | －       |         | －       |                | －            | －       |             |                                             |  |            |
| 当 期 純 利 益                              | 16,907  | 16,907  |         | 16,907  |                | －            | 16,907  |             |                                             |  |            |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |         | －       | △1      | △1      |                | －            | △1      |             |                                             |  |            |
| 自 己 株 式 の 処 分                          |         | －       | 0       | 0       |                | －            | 0       |             |                                             |  |            |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         | －       |         | －       | 762            | 762          | 762     |             |                                             |  |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | △44,895 | △44,907 | △1      | △44,909 | 762            | 762          | △44,146 |             |                                             |  |            |
| 当 期 末 残 高                              | 56,041  | 119,662 | △10,230 | 151,788 | 5,416          | 5,416        | 157,205 |             |                                             |  |            |

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金  
原価法（個別法）
- ② 材料貯蔵品  
原価法（最終仕入原価法）  
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

|         |       |
|---------|-------|
| 建物・構築物  | 5～60年 |
| 機械・運搬具  | 2～15年 |
| 工具器具・備品 | 2～22年 |

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は5年です。

##### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

#### (5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

#### (6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した各事業年度における平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

#### (7) 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を独立した企業体とみなして持分相当額を計算書類に取り込む方式（独立会計方式）によっております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

【表示方法の変更】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度における計上額

当社は、当事業年度において、工事進行基準に基づく完成工事高を43,715百万円計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 102,576百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高          | 8,371百万円   |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |            |
| 短期金銭債権                | 1,309百万円   |
| 長期金銭債権                | 2,731百万円   |
| 短期金銭債務                | 1,929百万円   |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 4,537百万円  |
| 仕入高             | 10,640百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,201百万円  |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|-----|-----|-----------|
| 普通株式(株) | 6,739,344 | 974 | 90  | 6,740,228 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

974株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による売渡しによる減少

90株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 279百万円

貸倒引当金 688百万円

賞与引当金 1,178百万円

退職給付引当金 1,223百万円

投資有価証券評価損 214百万円

減損損失 115百万円

その他 470百万円

繰延税金資産小計 4,170百万円

評価性引当額 △981百万円

繰延税金資産合計 3,189百万円

繰延税金負債

資産評価益 △143百万円

固定資産圧縮積立金 △303百万円

前払年金費用 △3,038百万円

その他有価証券評価差額金 △2,377百万円

その他 △6百万円

繰延税金負債合計 △5,869百万円

繰延税金負債の純額 △2,679百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった

主な項目別の内訳

法定実効税率 30.5%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.5%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.8%

住民税均等割等 0.5%

評価性引当額の増減 △0.7%

その他 △1.3%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.7%

【1株当たり情報に関する注記】

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,907円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 205円14銭   |

【追加情報】

共同持株会社設立による経営統合  
連結注記表に記載のとおりであります。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田道路株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高尾英明 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 梶原崇宏 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の追加情報に関する注記に期しされているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年2月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。



独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田道路株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梶 原 崇 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年2月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田道路株式会社 監査役会

|       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 常勤監査役 | 天 野 善 彦   | ㊞ |
| 常勤監査役 | 大 場 民 夫   | ㊞ |
| 社外監査役 | 橋 本 圭 一 郎 | ㊞ |
| 社外監査役 | 大 田 原 吉 隆 | ㊞ |
| 社外監査役 | 中 野 由 紀 子 | ㊞ |

以 上